

平成29年第4回せたな町議会定例会 第1号

平成29年12月6日（水曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
 - 2 会期の決定について
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
 - 5 一般質問
 - 6 決算審査特別委員会委員長報告
 - 7 議案第13号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 8 議案第14号 せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 9 発議第1号 せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 10 議案第1号 平成29年度せたな町一般会計補正予算（第6号）
 - 11 議案第2号 平成29年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 12 議案第3号 平成29年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 13 議案第4号 平成29年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
 - 14 議案第5号 平成29年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
 - 15 議案第6号 平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）
 - 16 議案第7号 平成29年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
 - 17 議案第8号 平成29年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 - 18 議案第9号 平成29年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第2号）
 - 19 議案第10号 平成29年度せたな町病院事業会計補正予算（第2号）
 - 20 議案第11号 せたな町立認定こども園条例について
 - 21 議案第12号 せたな町農業委員会の委員の定数に関する条例について
 - 22 議案第15号 せたな町立学校設置条例の一部を改正する条例について
 - 23 議案第16号 公有水面埋立ての承認の出願に伴う意見について
 - 24 議案第17号 物品購入契約の締結について
 - 25 発議第2号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について
 - 26 発議第3号 議員派遣について
- （第1号の追加1）
- 1 諸般の報告
 - 2 発議第4号 細川伸男議員に対する議員辞職勧告決議について

○出席議員（11名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 細川伸男君 | 2番 | 神田和浩君 |
| 4番 | 本多浩君 | 5番 | 石原広務君 |
| 6番 | 榊田道廣君 | 7番 | 大湯圓郷君 |
| 8番 | 真柄克紀君 | 9番 | 平澤等君 |
| 10番 | 大野一男君 | 11番 | 熊野主税君 |
| 12番 | 菅原義幸君 | | |

○欠席議員（1名）

3番 江上恭司君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | |
|------------|-------|
| 町長 | 高橋貞光君 |
| 教育委員会教育長 | 成田円裕君 |
| 農業委員会会長 | 原田喜博君 |
| 選挙管理委員会委員長 | 大坪観誠君 |
| 代表監査委員 | 残間正君 |

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

| | |
|-----------|---------|
| 副町長 | 佐々木正則君 |
| 総務課長 | 原進君 |
| まちづくり推進課長 | 小坂橋司君 |
| 財政課長 | 西村晋悟君 |
| 税務課長 | 樋口靖君 |
| 町民児童課長 | 吉崎照人君 |
| 保健福祉課長 | 福士裕継君 |
| 農務課長 | 佐藤英美君 |
| 農業センター所長 | 高橋睦君 |
| 水産林務課長 | 横川洋二君 |
| 建設水道課長 | 丹羽優君 |
| 会計管理者 | 三浦孝史君 |
| 国保病院事務局長 | 横川忍君 |
| 総務課長補佐 | 高橋純君 |
| 財政課長補佐 | 神田昌君 |
| 町民児童課長補佐 | 佐々木真由美君 |

| | | | | | |
|----------------|---|---|---|----|---|
| 町民児童課長補佐 | 坂 | 谷 | 洋 | 二 | 君 |
| 保健福祉課長補佐 | 元 | 島 | 敬 | 二 | 君 |
| 農務課長補佐 | 木 | 村 | 充 | 弘 | 君 |
| 水産林務課長補佐 | 手 | 塚 | 清 | 人 | 君 |
| 建設水道課長補佐 | 松 | 本 | 健 | 裕 | 君 |
| 建設水道課長補佐 | 平 | 田 | 大 | 輔 | 君 |
| 国保病院事務局次長 | 中 | 川 | | 讓 | 君 |
| 総務課主幹 | 浜 | 高 | 正 | 明 | 君 |
| まちづくり推進課主幹 | 吉 | 田 | 有 | 哉 | 君 |
| 財政課主幹 | 黒 | 澤 | 美 | 知子 | 君 |
| 北檜山保育所長 | 伊 | 藤 | 悦 | 子 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 古 | 守 | 亜 | 珠 | 君 |
| 保健福祉課主幹 | 竹 | 内 | 亜 | 希子 | 君 |
| 地域包括支援センター所長 | 長 | 内 | | 京 | 君 |
| 農務課主幹 | 河 | 原 | 泰 | 平 | 君 |
| 水産種苗育成センター副所長 | 栄 | 田 | 武 | 志 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 上 | 田 | 一 | 男 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 金 | 澤 | 喜 | 嗣 | 君 |
| 建設水道課主幹 | 高 | 橋 | 真 | 一 | 君 |
| 総務係長 | 小 | 林 | 和 | 仁 | 君 |
| 職員構成係長 | 尾 | 野 | 裕 | 也 | 君 |
| 防災係長 | 斉 | 藤 | 哲 | 章 | 君 |
| 商工労働観光係長 | 松 | 原 | 孝 | 樹 | 君 |
| 財政係長 | 井 | 村 | 裕 | 行 | 君 |
| 経理入札係長 | 小 | 林 | 朱 | 央 | 君 |
| 国保医療係長 | 中 | 山 | 康 | 春 | 君 |
| 保健推進係長 | 垣 | 本 | 利 | 子 | 君 |
| 地域支援係長 | 阪 | 下 | 克 | 哉 | 君 |
| 地域支援係長 | 金 | 澤 | 早 | 苗 | 君 |
| 居宅介護支援係長 | 今 | 川 | 勇 | 吾 | 君 |
| 農政係長 | 長 | 内 | 解 | 人 | 君 |
| 畜産係長 | 稲 | 船 | 洋 | 志 | 君 |
| 水産種苗育成センター業務係長 | 池 | 田 | 裕 | 之 | 君 |

《大成総合支所》

| | | | | | |
|----------|---|----|---|---|---|
| 支所長 | 佐 | 野 | 英 | 也 | 君 |
| 次長 | 佐 | 々木 | 正 | 人 | 君 |
| 大成診療所事務長 | 古 | 守 | 幸 | 治 | 君 |

《瀬棚総合支所》

| | | | |
|--------------|-----|-----|---|
| 支 所 長 | 関 | 功 悦 | 君 |
| 養護老人ホーム三杉荘所長 | 上 野 | 宏 行 | 君 |
| 次 長 | 濱 口 | 喜 秋 | 君 |
| 主 幹 | 増 田 | 和 彦 | 君 |
| 国保病院瀬棚診療所事務長 | 古 畑 | 英 規 | 君 |
| 庶 務 係 長 | 栗 谷 | 一 樹 | 君 |
| 福 祉 係 長 | 河 野 | 葉 子 | 君 |
| 産 業 係 長 | 油 谷 | 好 彦 | 君 |

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

| | | | |
|------------------|-----|-----|---|
| 教育委員会事務局長 | 杉 村 | 彰 | 君 |
| 教育委員会事務局次長 | 沼 口 | 英 樹 | 君 |
| 教育委員会事務局主幹 | 杉 村 | 輝 明 | 君 |
| 大成教育事務所長 | 荻 原 | 勝 幸 | 君 |
| 瀬棚教育事務所社会教育・体育係長 | 山 本 | 亨 | 君 |
| 教育委員会事務局総務係長 | 近 藤 | 智 博 | 君 |

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

| | | | |
|---------|-----|-----|---|
| 事 務 局 長 | 西 田 | 良 子 | 君 |
|---------|-----|-----|---|

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

| | | | |
|---------|-----|---|---|
| 書 記 長 | 原 | 進 | 君 |
| 書 記 次 長 | 高 橋 | 純 | 君 |

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

| | | | |
|-----------|-----|-------|---|
| 事 務 局 長 | 丹 羽 | 小 百 合 | 君 |
| 事 務 局 次 長 | 上 野 | 朋 広 | 君 |

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

| | | | |
|-------------|-----|-------|---|
| 事 務 局 長 | 丹 羽 | 小 百 合 | 君 |
| 事 務 局 次 長 | 上 野 | 朋 広 | 君 |
| 事 務 局 総 務 係 | 原 田 | 翔 太 | 君 |

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さん、おはようございます。

3番江上恭司議員より、欠席の届け出がありました。ただいまの出席議員は、11名で定足数に達していますので、平成29年第4回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において、4番本多浩議員、5番石原広務議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は、今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月8日までの3日間といたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から12月8日までの3日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは、平成29年度中間期における農業及び漁業情勢についてご報告申し上げます。初めに、農業ですが、全道的に春先から好天に恵まれ、農作業も順調にすすみましたが、檜山地方においては、8月中旬の低温や日照不足により、農作業の生育が遅れ、その後、天候は回復しましたが、生育は遅れを取り戻せず、9月後半の台風18号などの影響により、

収穫作業も平年より遅れたところであります。基幹作物の水稲については、北海道農政事務所が発表した10月15日現在の北海道の10アール当たりの予想収穫量は560kgで、作況指数は103のやや良となっております。本町を含めた檜山管内では、10アール当たりの収量が、昨年の同時期に比べ17kg多い514kg、作況指数は昨年と比べ2ポイント増の100となり、平年並みの作柄になりました。昨年と比較して、タンパク値の低い米が多く見られ、米価についても、昨年より1俵あたり約1,000円程度高い価格で精算ができる見込みであります。畑作物や豆、野菜類などの生育についても、天候不順や台風通過の影響が心配されましたが、平年並みに生育し、JAからは、販売単価も総じて平年並みに推移していると伺っております。飼料作物である牧草につきましては、天候不順の影響が少なく、生育、収穫作業も順調に推移しました。サイレージ用トウモロコシにつきましては、台風通過による倒伏で、登熟や収穫作業に影響があったと伺っております。こうした中、現時点の生乳生産については、昨年を下回っておりますが、肉牛の販売においては、昨年同様に価格が高く堅調に推移しております。次に、漁業情勢ですが、本年4月から10月末における地元漁業生産は、水揚げ量が1,453トンで、金額は11億1,800万円余りとなり、前年同期と比べ、漁獲量では前年比373トンの減少であります。水揚金額では4,600万円ほどの増加となり、例年のない豊漁や不漁の魚種が混在した中で、総体的には昨年と同様の水準となっております。魚種別に見ますと、主要魚種であるスルメイカについては、夏場の盛漁期に漁場が形成されず、大幅な漁獲の減少となっていたことから、水揚の状況に注視していたところでありますが、瀬棚地区の水揚は、後志管内の漁場を中心に水揚げの伸びはあったもの、漁場の形成されなかった久遠地区においては、外来船も含め、3億3,000万円の減となり、大変厳しい状況となりました。このことから、年内を目処に引き続き漁獲の推移に注視していくこととしております。その一方で、秋サケ漁については、町内の水揚げが好調に推移し、全道的に不漁となった中、魚価の高騰もあり、6年振りに水揚げ額が2億円を超えるなど、明るい話題となり、浜からは、活気も感じられたところであります。現在、ひやま漁協が中心となり、秋サケの健苗育成対策にも取り組んでいることから、将来の漁獲の増加にも期待しているところであります。また、前浜の重要資源であるウニやナマコにもついても、共に魚価の上昇が見られ、併せて2億5,000万円程の水揚額となるなど、漁業収入の基礎となる重要な財産となってきております。このことから、より安定的な資源となるよう平成30年度へ向け、引き続き、各種事業や種苗センターを活用した支援を検討しているところであります。冬場の日本海は時化も多くなるなど、厳しい操業条件下ではありますが、今後の漁獲の更なる伸びに期待をしているところです。なお、関係資料を配付させていただきましたので、ご参照願います。2の工事発注状況、3の町長・副町長の動向については、別紙のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第5、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されていますとおり、質問、答弁は簡明簡潔にするようお願いいたします。

それでは通告順に順次発言を許します。

5番、石原広務議員。

○5番（石原広務君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まずは1問目です。せたな町のスポーツ振興についてであります。せたな町の少子化は深刻な問題であり、町を支える基幹産業の担い手不足にも大きな影響を与えています。

そのような状況下でも子供達は、サッカー、野球、陸上などの少年団活動、部活動に勉強と合わせて日々努力し厳しい学習に取り組み、全道、全国大会出場を目指して頑張っています。

一方で、輝かしい結果を出せば出すほど、家庭の負担は増していきます。父兄の負担は当然としながら、町に対する要望の声も出ているのが現状です。感謝の気持ちを持ちながら、将来に夢を持ち続け頑張っている子供たちに対し、町として今後も何ができるかという観点から各種スポーツ少年団への補助金の増額や全道、全国大会等へつながる大会参加による各家庭の負担軽減になるようなバス利用の回数を増やしてほしいという要望があるが、どのように応えるか。町長、教育長の所見を伺います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 石原議員のご質問にお答えをいたします。本町の子供たちは学校の部活動、スポーツ少年団の活動を中心に各種大会において優秀な成績を収め、全道、全国大会への出場を果たすなどの活躍を続けており、町のスポーツ振興の取り組みの成果が表れているところがあります。そこで町としては全道、全国大会参加奨励補助金による支援を行うとともにハード面では大成農村広場グラウンドの改修工事や町民プールの建設計画などハード、ソフト両面での更なるスポーツ振興を図っているところでございます。特にスポーツ振興に熱心な石原議員には町民プールの建設につきましても、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

全道、全国大会へつながる大会参加による各家庭への負担軽減になるよう福祉バス等の利用回数を増やしてほしいという要望ではありますが、運行状況を見ますと大変多くの団体に利用していただいております。現在の運行車両台数においては飽和状態にあるというのが現状であります。ご要望のとおり、仮に利用回数を増やしても現状では必ずしも希望どおり利用できないという状況になるものと思われまます。したがってましてバス利用に関しましては、現状の回数の中でご利用いただきながらスポーツ少年団活動への補助金の見直しを含め、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

さらにまた子育てや教育にはスポーツの他にも多額の保護者の負担があることから、修学旅行などの学校行事やピアノ、塾などの習い事など子供のために自由に使えるように新たに保育料や学校給食費の無料化にも取り組むということで考えておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 私の方からは、スポーツ少年団に対する補助金についてのご質問にお答えします。

本町のスポーツ少年団の加入状況であります、11月1日現在の数値になります。小学生が6種目8団体、中学生2種目2団体、人数は小学生が143人、小学校全体の加入率は46.4%、中学生が40人、中学校全体の加入率は23%となっております。

このように本町は少年期のスポーツ活動が盛んなことから体力面においては全道でも非常に高い位置にあることは、議員もご承知のことと思います。少年期スポーツの推進に携わる指導者の皆さんの熱心な指導はもとより、スポーツ活動に対する保護者の皆さんの深い理解によるサポートのおかげと感謝をしているところでございます。

今年度のスポーツ少年団の大会参加状況を見ますと全道、全国大会につながる主な道南支部予選・檜山管内予選では、野球が4大会、サッカーが5大会、剣道が1大会、バスケットボールが2大会に出場しているほかにも、さまざまな交流大会等に参加をしております。

今年度は野球においては、2大会、サッカーにおいては1大会、陸上競技においては1大会3名、剣道においては1大会1名が予選大会を突破し全道大会の出場を果たしているところであります。

スポーツ少年団が活躍する中、一方では、少子化の影響によりスポーツ少年団の加入者が減少傾向にあり大会参加に係る交通費、特にバス代金の1人当たりの保護者負担が重くなってきております。加えてここ数年でバス代金が2倍程度に値上がりしており、さらに保護者負担の増加を招いているところであります。

現在、スポーツ少年団の編成には町の福祉バス、ふれあいバスを回数限定で運行しているほか、利用可能なときは教育委員会ワゴン車をスポーツ少年団にも貸し出しし、保護者の負担軽減を図っているところであります。

さて、習い事やスポーツ活動など学校外における活動費の保護者負担についてお話をさせていただきます。文部科学省が隔年で実施している平成26年度子ども学習費調査によりますと、学校外の活動費については公立に通学した場合になりますが、幼稚園が年間8万3,707円、小学生が年間21万9,304円、中学生が年間31万4,455円の教育費を負担しているとの結果が出ております。その他にも学校給食費や教材費などの負担もありますので小中学校の義務教育だけでも多額の教育費が必要となります。

このような状況下において、スポーツが盛んな当町においても保護者負担は大きいものと認識をしております。福祉バス等の運行のご協力を得ながらも希望どおり利用できない場合が多分にあることから、教育委員会といたしましてはバス代金の値上げによる保護者負担の軽減を図るとともに少年期のスポーツ活動の一層の振興を図る視点から、遠征に係るバス代金の助成について前向きに、検討してまいりたいと思っております。なお、助成対象や助成金額などについてはスポーツ少年団と十分に協議をさせていただきたいと思っておりますし、必要な財源については高橋町長にご相談をさせていただき考えでおります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 再質問させていただきます。

先程町長の答弁にも教育長の答弁にも前向きに検討していただくというような、ご答弁があり

ます。そこには期待をするものであります。

町長、答弁の中に大成農村広場あるいはプールのことを答弁の中に入れてましたけれども、農村広場は4年程前に教育委員会の方から三杉球場も真駒内球場も改修したんで、ぜひ大成の農村広場も改修したいということがあって、地域の一般野球仲間や中学校の部活動を所管する先生方にも相談し、もちろん町長おっしゃってた私が指導者として携わっている少年団の父兄にも相談させていただきました。それが叶うのかなと思ったらそれまで4年掛かったんですよ。1年前春先、教育委員会のほうからこの計画で行けますよ。一般の野球団体にも教えて下さいと去年、決裁しなかったの町長なんですよ。1年後確かにこの年になって改修が実現しました。教育長の答弁の中にもありました、少子化は進んでるんです。中学校の部活動、野球場として使うんですが今現在、中学3年生が部員として引退した後は野球部員3人ですよ。私は正直言うと今回の大成農村広場の改修は反対するつもりでした。地域の声を聞き、一般の野球に携わる皆さんの意見を聞いて、常任委員会でも議員として賛成の立場を取りました。あと、町長プールについては常任委員会で継続調査なんです。今ここであえて言いません。賛成、反対の声両論あります。それは適切な時期に適切な判断を私としてはさせていただきます。

バスの利用状況が飽和状態だということでしたが、町長はなぜか自分が野球の指導者だからどうのこうのって再三にわたって良くここで議論させていただくんですが、旧町時代に私は指導者として大成教育委員会の係からバスの利用について行く時は私も利用させていただきました。帰りについては自由行動とした私の指導力の無さで帰り乗っていく子供たちの数が少なかったんですよ。その当時から運行の予算を別な意味で使ってみてはどうだと指導されて、私が指導者になってからはバスの利用は原則していません。その中でも飽和状態だということであれば、バスの利用回数が制限された中で父兄に負担を求めてそういう活動している団体もあると思うんですよ。回数制限の中で協議していくということですから、教育長の方は団や父兄などと協議して検討していくということですから、そういうことでは使わない団体のバスがどうしても他で利用したいという団体に向けられる可能性もあるわけです。そういうことも含めてもっともっと前向きに検討していただきたい。

あと、関連して質問させていただきますが、以前から教育委員会の係にも要望として出させていただいています。中学校の部活、中体連、野球に関しては檜山南部、檜山北部と毎年交代で中体連の野球大会が来ています。その中で特に真駒内球場に関しては改修を熱望されている状況です。そこも教育長、町長と協議しながら前向きに検討していただきたい。

あと町長、私が今回スポーツ振興ということで町長に見解を求めたのは、スポーツ振興でまちづくりに取り組んでいる自治体があるんですよ。過去には野球部を招聘して甲子園にも出場した町もあります。新年度に向けて進路を検討している子供達の中には、残念ながら他町に出向く子供達もいます。知内町などでは町立の高校をもちながら寮を完備して町外はもちろん、道南は基本的に以前からですが道内、全国に子供達の勧誘を進めようという動きがあるように聞いております。たかがスポーツ振興かもしれませんが、されどスポーツ振興ですよ。まちづくりの拠点、そして質問の中に触れさせていただきましたが、子供達にとってはせたな町を背負う、親にも自治体にも感謝をしながらスポーツに取り組む、将来の担い手不足の解消の1つのきっかけになる

のかなという思いで町長に見解を求めました。今の述べたことで再答弁町長、教育長よろしくお願ひ致します。

○議長（菅原義幸君） 町長。

町長に指名しています。

○町長（高橋貞光君） 随分実現に長いこと掛かってるというお叱りもございましたが、実は合併後厳しい財政状況の中で全てが要望どおり実現できるという状況ではありませんでした。したがって優先順位を考えながらやってきたつもりでございます。ここにきて皆さんの要望が実現できて良かったなというふうに思っております。

また、子供の教育につきましてはスポーツばかりでなく子供達はいろんな可能性がございます。そうした可能性を出来るだけ伸ばして社会に出してあげたいというのが町の考えでありますので、そうした関係からバランス良く子育て支援、教育の支援をしまいたいというふうに考えている状況でありますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） まず1点目の真駒内球場の改修についてでございますが、野球関係者の方から、私も直にこの問題については聞いております。ただ多額のお金が掛かるということがございまして、そういう問題も含めまして、今後検討をさせていただきたいと思っております。

それとスポーツの振興についてでございますけれども、更なるスポーツ振興を図れるかというようなことで石原議員からご質問ありましたけれども、スポーツ少年団の活動につきましては全道、全国大会出場するチームが非常に多いということから、非常に活発に行われております。練習も一生懸命に行われておりますし、遠征の数も多いという状況でございます。逆にですね、これ以上試合や練習時間が増えると私共が心配するのは学習面に非常に大きな影響があるのではないかなというようにございます。スポーツやテレビ、ゲームをする子供が多い、時間も長いというのが子供達の特性ございまして、逆に家庭での学習時間がその分短くなっているというところでございましてそういう実態にございますので子供達には、これからはスポーツだけでなく学習面でも出来れば全国平均以上の学力を身に付けていただくよう目標を持って頑張ってもらいたいと思っております。社会教育では朝活事業や学童保育所における放課後学習などの事業を展開しております、児童生徒に対する学習の支援をしております。学力面においても、これからはスポーツ指導者、保護者の皆さんのご協力をお願いしながら、更なるか学力向上につなげてまいりたいということでスポーツと学力、両方で頑張っていきたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 教育長に再々質問をさせていただきます。

先程教育長の立場から学力にも影響でるんじゃないかということでした。教育長は教育長になられてから本当に父兄や地域の子供達にきちんと目を向いているような諸問題にご尽力いただき、子供達の声を聞いていただいた実績があります。学力と運動、スポーツを進めることによって学力が向上したという実績を出した自治体もあるんですよ。確かに全てがそういうふうになるとは

思いません。目の前でゲームをしすぎている子供達も実際にいます。教育長の知識から教育委員会のご尽力からそういうことも可能性として秘めていますので、是非これからも検討していただきたい。

また部活動も合わせてですが、スポーツ少年団も個人競技、1種目出ると1,000円、2種目から何百円かなりそういう負担も実際にあるようなんですよ。そこも併せて、実情を踏まえながら前向きに検討していただくという答弁でしたが、本当にその子供達や父兄の声を聞く機会を設けていただいて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。町長にもまちづくりの観点から、スポーツ振興というのは、まちづくりにも重要な要素を持っていますので、教育委員会と連携しながら今後も取り組んでいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） それでは再々質問にお答えをさせていただきます。

今後検討することとしておりますバス代金の補助金につきましては、スポーツ少年団の加入者の減少を踏まえたより一層のスポーツの振興、そしてここ数年でのバス代金が高騰したことに対する保護者負担の増加を緩和するための措置ということで考えております。金額については今のところ幾らと約束できませんのでここでは申し上げませんが、これからスポーツ少年団などと協議、調整をさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） いずれにしましても子供の教育につきましては、心それから身体、もちろん学力も含めてですが、こうしたバランスの取れた健全な育成が必要だというふうに思っておりますので、そうした面からも教育委員会と十分連携を図りながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（菅原義幸君） 7番。

失礼しました。

石原議員。

○5番（石原広務君） それでは2問目の質問させていただきます。

あわび山荘の今後についてです。3月並びに9月定例会において、私は国民宿舎あわび山荘の建て替えについて2度にわたり質問をさせていただきました。9月定例会の一般質問での町長答弁では、建て替えについては町民に対し説明責任があり、今のままでは議会に提案できないとのことでした。そこで改めて次の2点について見解を求めます。

①9月定例会、一般質問終了の翌日、9月26日付の北海道新聞朝刊に一旦廃止を示していた大成区の国民宿舎あわび山荘については、存続について前向きに考えたいと述べたと報道されたが、改めて町長の見解をお伺いします。

②建て替えに向けた経営改善などの条件整備を進める意向を示しているとあるが、条件整備とは何か。また町としての取り組みは何かを伺います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 石原議員の2問目のご質問にお答えいたします。

国民宿舎あわび山荘につきましては3月の第1回定例会、9月の第3回定例会においても同様の質問があり答弁をさせていただいております。

1点目のご質問については存続については、前向きに考えたいと述べたと報道されたとのことでありますが、これについては議員もご承知のことと思いますが、9月定例会において石原議員の再々質問に対して存続についてしっかりと前向きに考えたいと、ただし私が存続すると言っても議会の皆さん方の理解や町民の皆さんの理解がなければ実施実行できるものではないと答弁させていただいております。私の見解に変わりはありません。

2点目の質問でございますが、建て替えに向けての条件整備については管理運営する公社の経営改善、法人としての資本の充実を含めた経営基盤の強化、自立に向けた取り組み、議会や町民の皆さんの理解などの条件整備を進めて今後10年、20年ではなく、長く任せられるような法人になることが議会や町民の皆さんからの理解を得られることにつながるというふうに考えております。町の取り組みとしましては、まちづくりの計画調査特別委員会での調査報告にもあります国民宿舎あわび山荘も今後のあり方としまして、両者の方針を踏まえ、今後の推移を見極めながら十分協議されるよう望むものであるという調査報告を十分に尊重し、今後も町と温泉公社と協議をしながらこれらの課題を整理していくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 2回目の質問させていただきます。

今の答弁を聞いても、今モニターでも流れてますし、ネットでも配信されて録画もされてるんです。見ている方はこれ録画かなって思えるような答弁なんです。私が今回3回目あわび山荘に関連して質問させていただいたのは、基本的に建て替えについては前向きに検討するとおっしゃってます。確かに特別委員会では何回も私も質問させていただいてるんですが、特別委員会での議会の報告は結論を出さないできちんと公社側と協議をしようということも触れていました。でも町長、基本的な町長の考えは未だに白紙撤回されてないんですよ。そこを何回も伺ってるんです。新聞報道を見た方は町長改めたんですね、これは建て替えに向けて前向きに検討していただけることなのかという問い合わせもありました。そこで今回明快に答えていただきたいと思いますよ。特別委員会での町長の考えは国民宿舎あわび山荘は役目は終わった、建て替えるつもりはない。昨年の大成区の町政懇談会でも、建て替えるつもりはないってはっきりおっしゃってるんです。今回選挙公約、町長選挙見事に当選されましたが、リーフレットにも建て替えについての言葉はきちんと謳ってるんですよ。前向きに検討していただけるんだったら、議会の手続き手順として特別委員会で町長がおっしゃった廃止、例えば基本的には役目は終わったということが基本にあって26年7月30日、当日配付された町側の町長から出された説明資料です。施設の老朽化が進み、また国民宿舎としての役割は終了したものと解する。築36年を経過し、毎年多額の修繕費要している。宿泊客が毎年減少の一途をたどり経営が困難になっている。国民宿舎は廃止する。廃止の時期は当時の特別委員会で結論が出次第、貝取潤温泉公社と協議をする。これは廃止の時期を協議するという事なんです。ただし平成26年度の廃止はしない。だが、27年度以降の累積修繕費が1,000万を超える見込みとなった場合は廃止する、即廃止するという資料そのま

まなんです。ここを前向きに検討するのであれば3月、9月白紙撤回されるんですかと、私も前向きにそこをきちんとしたいという思いで町長に答弁を求めているんですよ。新聞報道がこの事実のとおりなら、きちんと今この場で廃止を基準に考えてそれを協議するのではなくて、そこはもう廃止などの考えは白紙撤回するんだと、今後協議し、是非公社側と色々な諸条件、色々な問題点を前向きに検討しながら協議しながら改築に向けて考えたいというそういう答弁を大成区民期待してるんですよ。明快地に答弁を求めます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをさせていただきます。

町の方針について撤回をしないのかというお話でございました。その前に質問に同じ答弁の繰り返しだという質問もございました。これは質問のたびにこの答弁がころころ変わるということにはならないと思っております。私の考え方は変わらないということでご理解をいただきたいと思いますが、その上で町の方針あわび山荘の今後のあり方についてのご質問ございました。これを町が示してまちづくり計画調査特別委員会で審議をしていただいたところでございます。

そこで調査報告として貝取潤温泉公社においてこの現時点で結論付けることなく両者の方針を踏まえ、今後の推移を見ると見極めながら十分協議されるよう望むという調査報告でございました。私はそれを尊重して、今進めているところでございます。あわび山荘につきましても存続について前向きに考えたいという選挙公約でございます。それにつきましても課題の整理をすることが前提というふうに受け取っていただきたいというふうに思います。したがって先ほども答弁申し上げましたが、そうした諸課題をしっかりとクリアをして、そして前に進めたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） ちょっと私の理解の仕方が悪ければ、あとで訂正していただきたいんですが基本的に考えを変えないということはあわび山荘廃止するという基本的な考えは変わらないというふうにとられますが、そこは改めて答弁していただきたいと思います。

あと諸課題、これは再三にわたって以前常任委員会でも指摘されてるんですが、あわび山荘も指定管理制度を運用している施設の1つです。町長の指定管理制度の運用の仕方は赤字補てんの一点張りなんです。その認識を変えていただきたいと思います。そこが課題の1つ、あわび山荘の経営の悪化を招いている要因の1つであることは間違いありません。指定管理制度をきちんと認識してれば、あわび山荘を運営維持するために賃借料やリース料そこも含めて前向きな検討を是非していただきたい。今のままの考えだったら、他の指定管理制度を導入している施設にも影響しかねません。そこはまた別の機会に改めて指摘させていただきますが、新年度に向けて今の考えを変えない、そのままであれば本当に撤退余儀なく協議している指定管理受託業者もありますから間違いなく、そこも含めて再度、自分の認識の間違いがあれば困るので基本的なあわび山荘は廃止するという考えはどうか。

9月の定例会にも言わせていただきました。都市街地で町長選挙の最中、町長汗をかきながら街頭演説であわび山荘は残します。力強くマイクを手を持って訴えたんですよ。その声に期待を持った町民に対しても、是非明快地な答弁をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず1つ気になった点がございまして、私の方からちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、指定管理につきまして、議員これは平成27年の3月の特別委員会での発言でございまして、このあわび山荘は原価率35%で一生懸命頑張っているという発言でございました。この時は出来ればこれは菅原議長の発言であります、指定管理はこの経営改善を進めて指定管理料抜きで自立これをどう目指すかというところが大局的な一致点ですよというお話もされております。この時点では石原議員は指定管理料は出来るだけ少なくしようというそういう立場での発言でございましたが、今のこの指定管理料の捉え方、理解の仕方とは大きく異なっているというふうに思っておりますが、それがいつ変わられたのかという確認をさせていただきたいというふうに思います。

そこであわび山荘の建て替えについての課題の整理と先ほどから何回も、これは前回の答弁でも申し上げておりますが、こうした課題の整理なくして山荘の建て替えを進めるということについては、これは私としてはそういう無責任なことは出来ないというふうに思っております。当然これは議会の皆さんの理解も得ることが出来ませんし、せつな町民の理解も得ることが出来ないということは石原議員十分ご存じのことと思います。したがって、そうした課題を整理させていただいて、しっかりと前向きに進めてまいりたいというふうに何回も答弁しているところでございます。石原議員の今回の質問、大変私としても同じ質問を3回もされるということにつきましては大変重く受け止めております。したがって、今後私としては町民の皆さんの代表で構成する審議会を設置させていただいて、その中でしっかりとこの問題について、これはせつな町の施設ということでもございますので、町民全体の理解を得られるように、この審議をさせていただきたいと、そうすることで議員の質問にお答えをしたいというふうに思っておりますことをご理解願います。

○議長（菅原義幸君） その前に町長に議長として確認しておきます。

当議会は反問権というのを認めておりせん。しかし確認をさせてくれという冒頭の発言がございましたので、これは石原議員に確認の内容を求めているというふうに理解をしてよろしいですか。

それでは例外的な措置として、質疑の根幹に係わる問題ですから石原議員のご答弁とそれに関連する発言も併せて許したいと思います。

石原議員。

○5番（石原広務君） 指定管理を運営するに当たって、石原議員は減額していくべきだと何をもって言っているのか記憶がもしかしら、それ全てがそうですか。指定管理制度の運用、町長は赤字を補てんという誤った認識のままずっときたんですよ。赤字補てんするんであれば赤字になった分持ってくださいと当時の常任委員会、きたひやま温泉ホテル黒字になったんですよ。そこは減額するのかと、町長の考えだったら、それ減額するしかないんじゃないんですか。指定管理制度の認識、私が誤ってるんであれば今年の3月、去年の3月予算審査特別委員会で2回にわたって町長の指定管理制度の運用の誤りを指摘させてもらって2回にわたって反対討論してるんですよ。全体の発言を理解されて今の部分だけでまさか反問されるとは思いませんでした。

町長、それはあまりにも情けないです。きたひやま温泉ホテルも私は前向きに捉えていただき

たい。他の指定管理制度を運用してる障害者のグループホームや、他の施設も今の認識のままだったら影響でますよということで訴えてきてるんですよ。指定管理制度を運用するのであれば、運用する側の積算根拠、それを基準に検討するべきじゃないですか。町側が一方的に積算するのであれば、例えば今年度のあわび山荘の指定管理料を1,300万で打ち切りですよ。きたひやま温泉ホテルも1,300万です。当初は情報によると、きたひやま温泉ホテルは減額するという情報も定かではないですけど入ってきました。ところが今年度は1,300万で同じです。率直にそれに対して批判があることを今ここで町長にぶつけます。常任委員会でも再三にわたって言わせていただきますが、きたひやま温泉ホテルは3億余りのお金を投じてるんですよ、この数年の間で、あわび山荘は確かに煙突の改修1,600万掛けました。畳の改修も200数十万掛けてます。煙突の改修はアスベストが発見されたからじゃないですか。畳の改修はなぜか選挙前に補正予算まで組んだんですよ。そこに矛盾があるわけじゃないですか。先程白紙撤回してくださいと、するんですかという質問させていただいた中には、改修費が1,000万を超えたら即廃止するという考えが基本的にあるから、そこは白紙撤回してください。するんですかという質問させていただいているんですよ。どなたが用意したか分かりませんが、そのところ抜いて石原議員がどこでどういうふうに考え変えたんですか。そんな反問する町長いますか。私が通告して質問をさせていただいてる廃止という考えは撤回しないまま終わるんでしょ。基本的に廃止なんでしょ。しかも町の施設だから審議会まで立ち上げる。今の審議会もどういう審議会だというまたここで協議したくなりますよ。政策としてなぜ出さないんですか。町長の考えで政策として出してきて、例えばあわび山荘は建て替えすると政策と出してきていただいて、あとは皆さん議員が各自判断するものではありませんか。町民が納得しない、議会にも提案出来ない、議会も納得しない、その前に町長の認識を改めてください。指定管理制度1つ、赤字補てんではない。そこを申し上げて終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 指定管理について申し上げます。

これは合併前から旧北檜山町におきまして、温泉ホテルの指定管理ということでやっておりました。合併後、大成のあわび山荘の経営が厳しいと、町からの支援をしなければ立ち行かないということから、これはきたひやま温泉ホテルのやり方と同様に大成のあわび山荘もやろうということで指定管理料という名目で支援をしてきたということは議員もご存知のことというふうに思います。そうした中でずんずん赤字が増してきておりました。平成24年には2,570万にまで達しておりました。そこでこのままでは合併した町の財政に影響が出ると、財政健全化、財政再建に支障が出るということで、これはこの経営改善をしていかなければならないということから、いろいろと経営改善をしてきたところでございます。その結果、まちづくりの特別委員会でも議論をしていただきましたが、そうした結果27年度には1,400万で指定管理をして、この年には90万の利益を出した。大変これは頑張っていたいただいたというふうに思っております。いずれにしても、そうした努力をされて今日があるというふうにも思っておりますので、これはしっかりと経営努力を引き続き頑張っていたいただいて、そうした中で町民の皆さんの心配を払拭するという努力も引き続きしていかなければならないというふうに思っております。

政策で山荘を建て替えると言えないのかという質問であったと思いますが、政策というのはちゃんと説明責任を果たせるだけの根拠がなければ、闇雲に思い付きで政策を打てるということではございません。したがって、この政策を出すという前提にはそうした課題を十分整理をして、議会に提案した場合に議員の皆さんからいろいろ質問が出ると思います。それに十分対応出来るようにこれはそうした前提で政策を打つということになるわけでありますから、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菅原義幸君） 質問は完結しておりますが、町長答弁には問題があると議長として判断いたします。これは後ほど、適切な機会を得て皆さんとご協議申し上げます。

次の質問に移ります前に、開会から1時間たっておりますので、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○議長（菅原義幸君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

7番、大湯圓郷議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、町長に1つ質問させていただきます。

道々北檜山大成線についてであります。道々北檜山大成線については、平成25年4月の全線開通により、新たな交通ネットワークが構築され災害による孤立集落の解消や広域観光の促進など、産業振興に大きな波及効果が期待される一方で、依然として道路の狭い危険箇所の改良など未整備区間も多くあります。

特に鵜泊漁港前後の新成地区については、以前の住民説明会では、新成団地内に新たな道路ができる等の説明が北海道よりされましたが、依然として整備されていない状況から、今後の見通し及び北海道に対しての要望等について町長にお伺いたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大湯議員の質問にお答えをいたします。

道々北檜山大成線については、昭和33年北檜山町字ミダレから大成村字久遠間の町道久遠太櫓線が開発道路の指定を受け、昭和47年に北檜山大成線として道々昇格したあとも北檜山町字新成425番地から大成町字富磯312番地の区間は開発道路として、国直轄で整備をしていただきました。平成22年4月に北海道に移管後も開通に向けての防災対策から法面保護、電波対策及びトンネルに係る舗装、照明工事などの完成を見て、平成25年の4月末に全線の供用を開始となり交通量も大幅に増えましたが、議員ご指摘のとおり狭隘箇所の拡幅改良等、未だに未整備区間も点在している状況にあります。北檜山区新成地区におきましては、平成25年度に鵜泊団地を通るルートを予定している旨の説明会を地域で実施いたしました。予定ルートでは費用対効果が受けられないことや現道の補修等の対策費用が別途必要となることから、計画の見直し

を求められ、今年度は鵜泊漁港周辺の約700メートル間の現道ルートでの測量、概略設計を実施し平成30年度以降も現道ルート全区間の測量、概略設計を進め、最短で平成31年度に住民説明会を開催したいとの情報を得ております。町といたしましては、その結果に基づき地域と協議しながら要望などを含め対応を検討していく所存でございます。今後とも道々北檜山大成線の未整備区間の整備については檜山地域振興協議会を通じ、檜山圏域懸案事項として、また函館建設管理部地域社会資本整備推進会議において地域社会資本整備要望として北海道へ要望しておりますが、今後につきましても関係機関に対し、引き続き強く要望していく所存でございます。ご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま町長より平成31年度には説明会、概要が決まって説明会があるということの答弁をいただきました。誠に前向きなことでございます。私の本当に夢でありますこの大成北檜山線は早く道路幅広くしていただいて大型バスが行き来し、途中で漁師さんの直売所、漁師さんの新鮮な魚あるいは農家さんの新鮮な野菜等をあそこら辺に直売所を造っていただいて奥尻島を見ながら、あのすばらしい海岸線を早く全国の皆さんに見ていただくような観光ルートを早く作っていきただきたいということで1年でも早く町長、大変でございますけど道にあるいは国への要望をひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから大成区の方では、私ちょっと質問漏れではございますけども、分かっている範囲でございます。途中で止まっている道路が何箇所かございます。その部分では今後どういうふうになるかということも、もし役場で知っている範囲でよろしいでございます。それもひとつ分かる範囲で説明していただきたいと思っておりますけれどもお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどの新成地区の狭隘箇所につきましては、議員の質問どおり出来るだけ早期に着工を、そして改良していただくように、これからも北海道に対し要望していきたいというふうに思います。

また、大成区の方でございます。大成区におきましても同じようにすべて改良整備は進んでいないという状況でございます。大成区上浦地区につきましては平成29年度に一部用地買収が完了出来たことから平成29、30年度の2カ年で富磯側165メートル区間の工事を実施していますが、上浦側で相続等の理由から未買収箇所があるため、事業がストップしているという状況にあります。このことから町といたしましても相続関係人の情報提供などを含め、早期の事業完成を要望していく所存であります。それから都地区につきましては、平成25年12月に都地区道々拡幅町並みづくり事業推進期成会が再活動し、今年9月28日までの間、北海道建設管理部今金出張所期成会、町と三者により何度となく協議をした結果、当初は期成会側から両側歩道設置の要望がありましたが、今金出張所が関係部署と協議した結果、都地区市街地の歩道設置については利用実態や市街地と接続する前後の道路が片側歩道であることから、北海道としては山側に片側歩道の設置案が示されました。このことから10月30日に期成会臨時総会を開催し、北海道の示しました山側に片側歩道の整備をすることで平成30年度から測量調査をすることに同意、来年度以降の測量調査結果を基に今後期成会と協議をしながら早期の事業着手の要望をし

ていきたいという考えでありますことをご理解いただきます。

○議長（菅原義幸君） はい。それでは11番、熊野主税議員。

○11番（熊野主税君） 先に提出をしておりました、一般質問1件について町長にご質問させていただきます。

瀬棚分遣所の職員の配備について、平成28年4月からせたな署と瀬棚支署を統合し、瀬棚区には分遣所とし職員は日中2人、夜間は1人の配置ということでしたが、瀬棚区の町内会との強い要望から救急車の配備については職員が急激に減らないこと、瀬棚区の人口等を考慮し28年度と29年度において土日祝日を除いた日中だけ瀬棚区に救急車を配備することになり、現在に至っております。平日の日中だけとはいえ、瀬棚分遣所に救急車が配備されていることは瀬棚区の住民にとっては大変心強く安心感を受けていることはもちろんですが、火災の際には消防団員だけで初期消火の重責を担うことなく、救急車のクルー3人がそのまま消防団員の出動を待たずに消防車をいち早く火災現場に向かう体制がとられたことも大きなメリットであります。瀬棚区の町民にとっては大きな安心をも感じました。27年3月の一般質問で町長は課題が出てきたら皆さんの意見を頂戴しながら考えてまいらなければならないとしております。30年度からの瀬棚分遣所の救急車の配備、職員配置体制などをどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは熊野議員の質問にお答えをいたします。このせたな町の消防組織再編につきましては、合併後の地方交付税の合併算定替から一本算定になることを含めた財政健全化を十分に考慮するとともに、身の丈に合った組織規模が求められる中、老朽化した消防庁舎の整備だけではなく、将来を見据えた持続可能な組織体制づくりも合わせて検討していただくことを主眼として、平成23年10月31日付でせたな町消防庁舎建設等検討審議会に諮問をし、延べ6回の審議を経て平成24年5月31日に答申をいただきました。内容につきましては議員もご承知のとおり、せたな消防署と瀬棚支署を統合し瀬棚支署は分遣所として職員は日中2人、夜間は1人を配置し、救急車等の車輛についてはせたな消防署に集約するとの答申でございます。その答申内容につきましては、平成24年8月3日第7回まちづくり調査特別員会に説明をさせていただき、その後3回に渡るまちづくり調査特別委員会で慎重審議をいただきまして平成24年10月31日第10回まちづくり調査特別委員会で原案のとおり了承をいただき、平成24年12月13日第4回町議会定例会でまちづくり調査特別委員会の中間報告として本会議に報告されております。またその際には日中に限り瀬棚分遣所に救急車を配備するようとの少数意見の報告もございました。そして町といたしましては瀬棚区の強い要望もあり、急激な変化を緩和する措置から平成28年度29年度につきましては瀬棚分遣所に救急車の配備できる最低限の人員体制であります24名が確保できることから、平日の日中に限り救急車を配備し、夜間等におきましては救急救命士を配置して指令車の救急資機材装備の充実を図り、救急車到着までに指令車の先行出動して救急対応をしているところです。

次に火災時の初期消火活動についてでございますが、現行の署員3名から2名体制になると火災時には非常召集の消防団員1人、または瀬棚区在住の非番である職員1人の到着を待ち、3名体制が整ってからの出動となります。このことから平成28年度瀬棚消防団車両の更新時に、消

防の組織統合時の署員配備、初期消火時間を考慮して、高性能のキャブ付きタンク車両を配備したことから、初期消化活動におきましては大きな問題はないと考えているところです。議員お尋ねの平成30年度以降瀬棚分遣所の救急車の配備、署員配置体制につきましては、急激な変化を緩和する措置の2年間も終了いたしますことから、まちづくり調査特別委員会の調査結果や町議会の決定どおり進めてまいりたいというふうに思っております。また町民皆様の安全安心な暮らしを守るためにも、消防、救急車両資機材等の充実ばかりではなく、消防署員はもとより消防団員の資質向上に係るバックアップについては町といたしましても協力を惜しみませんことから、ご理解の程よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 熊野議員。

○11番（熊野主税君） 再質問させていただきます。

町長まず1つ目人事の件で審議会それからまちづくり調査特別委員会双方に置いてなだらかな削減により段々職員は減るので、その件についてはいるうちは対応いたしましようという結論。町長これも、そのときの一般質問で言ってるんですけど、30年度でもって23人になりますよって当初、両方の審議会特別委員会の方に言ってたのは33年なんですよ。当時の副町長がそのように述べて、なだらかな減少というのはいつなんだと言ったら33年ですよと、ただ急激に先に辞めてしまった職員等々がおりまして、実際、今の状況では補充しないとこのような形になるぞということなんです。33年度だよってというのが、もし私達に説明をして、それでよしとして全ての議案が通ったとすれば、そこに1つの矛盾点があつてむしろ33年までその人数を前倒して職員を募集し、補充していても別に問題ではないんじゃないのかなっていう。職員の補充についてどうこう言うつもりはないんですけど、今言った23名と24名の1名の差っていうのはそこまでシビアに審議会と言ったまちづくりで言った、だからここからこうするんだっていうんであれば、33年までだったってのはどうなんだろうかっていうことも言いたいですし、これからも1人足せば今までの現状が維持できるんじゃないのってことをまず訴えたいと思うのがひとつ人事の件について言いたいです。

それから消防のこと、消防力というふうに考えていただきたいんですが、統合せざるを得なくて今の現状に至ってることは私も承知しております。少数意見の留保をしたということは多数の方々はそれでよしとされたわけですから、いくら私がそうじゃなくてしてほしいといつても線ないことで、皆様方はそうは思わなかったということなんで、今の現状にはなっておりますけれども統合して消防は終わったわけじゃないです。消防力というのはこれからどうするかってことをずっと考えていかなければいけないことで、一旦何かの行動を起こしたんでそれでもうしばらく良いんだよということではなく、いつでもこれからの消防力をどうするかってことは考えなきゃなりません。先ほど町長が答弁の中でもってキャブ型の消防車を入れましたよということで消防力を図ってそのとおりです。消防力というか、ここのある地域ですけども8分消防、5分救急というのを目指してるっていう地域があります。それから総務省の方でも現着してから放水までの間両方合せると6分半でもってやりなさい。走り出して放水ができるまでの間を6分半でやりなさいと、さっき言ったのは8分って言いましたけど、それくらいを目標にしましよう、いかんせん都市部でそれはかなりできる話で、地方の方にそれをみんな当てはめられるかということはそのん

なことはありません。確かに副町長言ったキャブス買ってもらいました。同じ条件で28年と29年、ついこの前同じ場所でもって団で訓練をしました。28年の時には到着から放水までの時間が当初は4分でした。それがキャブス型の消防車は同じ条件でやった時には2分になっておりました。ですからかなりの効率で当然、水も担保しないでもって積んである水があるわけですから、1トンに満たない水が積載されている消防車です。しかしながら水槽車10トン積んで走ってますが、それと匹敵するだけの泡の消化剤とはまた違うんですけども泡を形成して放水するっていうやり方において1トンに満たない水なんですけども、水槽車と同じ10トンの水を持つてると同じだけの能力を持っています。そういうことから放水するまでの時間は確かに短縮されました。しかし消防力から考えると走行時間と放水時間と2つ合わせて時間がどれくらいで取れるかということになると、いかんせん車が新しくなって良いものができました。ただこれを動かすためには誰がやるかっていうと消防職員であって団員であります。団員の場合は誰も職員がいなければ、団員が整って初めてその車が動かせるという状態です。このキャブス型のやつってのは消防団員に買っていただきました。ですから団の車という位置付けですが、本来であれば職員が運転することってのはほとんど考えてはいないというのが前提であります。

しかし、瀬棚分遣所に救急車を配備してることによって3名の職員がおります。もし何かあって、サイレンがなりました。赤い車がそこにあります。職員も3人おります。それなのに団の車だから動かさないとこんな理不尽なことは考えられません。一般町民から見れば、赤い車がそこにあって職員も団員も消防員であります。いるんであればすぐ出て、すぐ消化してほしいというのは当たり前で、それは署の方の配慮から署員がその車をすぐ出して現場に駆けつけるという方法を取っていただいております。これについては救急車を配備しないよと今は日中だけで、そうすると完全にキャブス型の新しい消防車は当たっていても団員が動かすだけのクルー3人以上、団員の場合は3人ではちょっとどうなのかなと思いますけども、3人以上間違いなく行かないと動かさないという状態を取らなければならなくなります。今は救急車の配備していただいておりますから救急車動かす3人のクルーがおりますので、その方々は何かあればすぐ出ていただけるといっても非常に安心感の高い安心なまちづくりについてはすこぶる出来ないことなんですかとっていうこれも問いたいところであります。

次に救急車の件なんですけども、私共の海岸の方の部落で告別式がありまして私はそれに参加してました。そこで親族の方が1人急に倒れまして、その場所に遭遇したんですが、当然どうすることもできないんで救急車を要請しました。待っている時間は長いんですが、来てくれた時のその安心感、その時は日曜日だったんで、実は救急車はすぐ来ないで先に1人だけ赤い車で先導車に来てくれたと、それだけでも随分安心感を得ました。その間もなく救急車が到着し、患者さん自体は転送した函館まで転送したそうですが無事でした。瀬棚区の救急要請というのは28年度99件でした。日中9時から17時、つまり署員が3名居て下さる時で55件、夜間11時から9時までが44件の99件です。夜間は先行車の出動ですが日中の55件、その中で救急車が分遣所からすぐ先導車なく行ったというのは37件であります。99件の中で37件37%約4割です。これを見ても確かに特別委員会等審議会等でも、このような計画で行きますよといったものの、やってみなければ分からないことが出てきますよ町長と前の時も言ったとおりですね、

23名体制ということを誰が何の根拠で絶対的にそれが全てなんだってふうに決めた人がいるんでしょうか。たった1名あればこの体制が取れるとするのであれば、やはりこれは考えていかなきゃならないと思います。瀬棚区から救急車を元々、統合するのが目的だったんじゃないんで、消防力を高めるためには瀬棚区に何が出来るかということのをこれからも考えなければならないはずなんです。3人のクルーその人方がいるかないかとでもって私共の消防力というのは全然違います。是非いろんな方法を考えて24人体制を、もちろん24人体制であまりにも窮屈ですと大変なことがまた新聞に載るようなことが起きても変なんで、いろんな考え方あると思いますので、これからもどうしたら消防力を強化でき、瀬棚区に日中だけでも夜間も置いてくれるって言う人いるんですよ。僕も言われてますから、ただそれをすると審議会で通った話、まちづくりで通った話があまりにも何のためにそれを今までやってきたんだってという論になると、これは振り出しに戻さなければなりません。そこまで私言う気はありませんけども、決まったことがそれじゃなくてこれからもやらなければならないってことの観点から、置くためには何が出来るかってことの観点から、町長再答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 熊野副議長の今の質問であります、十分審議会あるいは特別委員会で議論されて決定されたということをご存知の上で質問をされているものというふうに思っております。町といたしましてはもちろんこの消防力ですとか、救急対応につきましてできるだけ住民の安心安全を確保すると、しなければならぬということは我々も同じ気持ちでございます。したがって、町としましてはこの先程のキャブ付きの高性能の消防車、これは議員もおっしゃっていらっしゃいましたが、実は900リットルのタンクで15トンのタンクを積載した消防自動車に匹敵するというぐらいの高性能のものでございます。そうしたものを導入し、またこの指令車先行するという救急対応につきましても資機材をある程度積まさせていただいて先行出動をすると、今回も救急車のサイレンの装備もさせていただいて能力を向上させたということでございます。こうした色々な努力をしながら、町としまして今対応をしているところでございます。私も熊野議員のご質問を十分理解をするところでございますが、やはりこれは議会の決定事項ということもございまして、私としてはこれをしっかり守っていかなければならないというふうに思っているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 熊野議員。

○11番（熊野主税君） 町長、さっきの再質問で人事の件、消防の件、救急車の件と私の持ちネタ全部出し尽くしました。あと何訴えれば良いんだろうと、町長の言ったことってのは前段でまちづくり特別委員会、その前に審議会で決まると、だからこのようにやってるんですよと、そのように進んでいきますよと知ってて言ってるんですから、町長も知ってて言ってるんですね。それらを踏まえてというさっき言った人数の事言えば、本来33年までは引っ張らなきゃならなかったんじゃないんですかとこれはもう1回生きてきちゃうんですよ、そういう言い方されると。審議会にもまちづくりにも33年度までにはその人数になっちゃうんだと、その時はまだ昼間救急車置くなんて言ってませんけど、ただどういう人の配置する、減らしていくっていうけどどうするんだって時の話で33年度までにそのように退職者が出ても補充しないという自然消滅

の形でなだらかに減らしていきますよという説明を受け、審議会でもそういうふうにして下さい。まちづくりでもそうして下さいということ考えれば、33年にそうなりますよって言ったら自然消滅か違う消滅かはともかくとして、33年まではその人を担保したって別に全然おかしくない。と僕は考え方とすればそれも有りだと思っんです。早く辞めた人の分は補充すれば良い訳ですから。ましてその補充の仕方ってのは多分この人数になったらこの時について言うけど消防っていうのは入ったからってすぐ使えるわけじゃない。半年消防学校に入れなきゃないんですから。そう考えるときちつとした人数でやる自体がおかしいというか間違っると私は思っってます。減るから入れるんじゃないで減る前に入れるべきだと私思っんですよ。とすれば24と23のその1つの絡みがずっと出てくるんですけど、それを永遠にやれとは言えませんが、それになれるような人事の補充の仕方ってのは十分やれるんじゃないかなというふうにまず1つ思っます。

それとキャブ型の消防車を入れて消防力を高めてますよとさっき僕も言っってます確かに。ただ、それは到着してから放水するまでの消防力が上がったんで、走行する時間帯というのは別に通報を受けてから走行して現着して放水するってこの時間てのは職員がすぐ出れるか消防団員が集合して初めて出れるかってなると全然消防力高まるわけで、良いもの持ったって使える人がいなかったら何ら意味もありません。ですから今の状態で瀬棚区民がみんなこれで良かった全て良いなんて誰も思ってないんですからね、これだけは分かってください。統合してほしくなかったんですから。ただ結果としてこうなったのに今更戻っってその話をしてもやむなしなんで、考え方が統合して終わっったんじゃないで、消防力のためにはこれから何をしてあげれば良いかって事をもう一度私は考えてほしいと思っんです。それを考えないだっってことになる、もう結局合併っっていうのはそういうことなんだからお前ら我慢せよと、これからもそやってやるしかないんだ、これからの消防力、消化活動というのは全て団員でもってやりなさいよと言ってるのと同じなんです。少しそこに手を加えて、夜間までやってくれとは頼んでません。休日まで出るとは。今の現状でいいからどうにかできませんか。そんなに無茶言ってるつもりはないんですけども、もう一度じっくり考えて良い返事をいただきたいと思っます。

答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず、この議会並びに審議会の決定に基づいて消防の体制を整えているという状況をこれはご理解をいただきたいというふうに思っます。救急車の配備につきましても、これは23名を目標にしてこの職員体制を図っていくということでございまして、23名体制ということになりますと当然これは救急車のこの日中の配備、瀬棚区における日中の配備というのは、これはもう全然出来なくなるということで説明をしているところでございまして。そういったことで出来るだけ救急に支障を来さないよということの中で指令車を先行出動させるという対応をさせていただいているところでございまして。これは議員おっしゃられるように、地域の瀬棚区の区民にしてみたら色々心配されるということはこれは重々承知をしております。そうした状況はこの協議をする時点でも当然予想されて議論が深められたというふうには思っっております。したがって、この心配を払拭するために我々としては色々資機材の整備をはじめとして努力しているという状況でございますので、これは1つ一本算定あるいは人口減少ということで、

交付税の減少は目に見えて減ってまいります。今の町の財政状況の見通しの中ではやむなしということで大勢の議員の皆さん方のご理解もいただいたものと私としてはそういう理解もさせていただいているところがございます、そういった不測の部分については資機材やそういった対応で更に充実をしていかなければ、充実していくべきものがあるとすればそういった対応をさせていただきたいということで是非ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 以上で午前中の一般質問を終わり、ただいまから昼食休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

8番、真柄克紀議員。

○8番（真柄克紀君） それでは先に提出している案件につきまして、町長の考え並びに方向性についてお聞きしたいと思います。

提出している案件は、せたな町高齢者保健福祉計画及び第6次介護保険事業計画と総合老人福祉政策について、大変間口は広範囲に上っておりますけれども、これらの案件につきましては特別会計ということもあって、なかなか町長の原則的な基本的な考え方を示す機会がございません。私も今日、高齢者大学があるということも対象になる方もいらっしゃるということも思っておりますが、時間の関係でお聞きいただくことは出来ませんが、いずれにしてもこの点につきまして町長選挙後でもございます。長期的視野に立った老人福祉政策について質問いたしますので、町長におきましては大局的見地の中で答弁お願いしたいと思います。

介護保険事業計画は第6期から地域包括ケア計画として位置付け2025年、平成37年までの各関係機関を通じてケアシステムを段階的に構築することとされております。このケアシステムでは今までのいろいろな高齢者対策を顧みて、当然のことですが高齢者が可能な限り住みなれた地域でその個々が有する能力を十分に発揮し、自立した日常生活を営む事ができるよう医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確立する体制を目指してございます。これは当町も同じ考えで進んでいることは私も理解してございます。今後、当町では平成32年、これは介護計画等に出ている数字でございますが、46%の高齢化率になると予想されます。また当町ばかりではなく、今後全国的に私達を含めたいわゆる団塊世代が75歳以上になる平成37年に向けて、いよいよ地域の実情に合わせた地域包括システムを更に進化、推進させて特に当町のように合併によって予想以上の範囲で地域の高齢化と過疎化が進む中でスピーディー感をもって柔軟に対応していくことが求められると思います。

現在の6期計画の全国平均の保険料は5,514円とされております。今の制度がこのまま先程の平成37年に向かうとなれば、どう考えても8,000円を超える負担が各関係者に求められるという数字も出されてございます。これはそんなに違った数字ではないというふうに想像さ

れます。今後においては、国が先に見直したように全ての面で支えるその限界を感じ、我が町のニーズという言葉の振替えの基ですが、サービスを重点的に絞ってシステムの構築が今まで以上に図れるように考えるべきだという指導をさせていただきます。介護保険制度が創立され17年になろうとしていますが、その中で特にこのような地域の今後の問題点は介護保険の財源の上昇による負担増、これがいよいよ限界に達するのではないかとという懸念、また同時に介護人材の確保がこのようなせたな町を含めた地域では非常に現在もそうですが、益々困難になる可能性があるという指摘、これは多分町としても同じ見解を持たれているんじゃないかと思いますが、それで町長に伺いますけど、29年まででまた来年度に向けてこの見直しを含めて計画を立て直さなきゃならないと、これ今話しているのは第6期の介護計画に基づいた今までの見解なり問題点について指摘させていただいてますが、今この6期が終わるに当たって7期目の計画を立ち上げるに当たってのせたな町の高齢者保健福祉計画及び今後の介護事業等についてどのような見識を持たれておられるのか。

それから今後の事業展開として本当にこの町の高齢者が何とかそういう形でのサービスを維持できるために、どのような施策を今後展開していこうと考えているのか、まずもってお聞きます。そのあとに個々に提出させていただきますが、1点目として当町の在宅福祉サービスの現状とその問題点について。2つ目として今後の各福祉施設の現状と今後の整備の方向、充実についてどのように考えているか。3点目にこれは保健師さんを中心に大変精力的に活動していただいていることは承知してさせていただきますが、各種保健福祉活動と今後の進め方、人材の配分等も含めてお聞きしたいと思います。それから何より大事なことは今、地域包括支援センターを中心に展開しているこの地域包括ケアシステムがどの程度町民に理解されているかということでございます。対象の年代の方々には相応の理解をいただいておりますが、このシステムというものは今後若年から全ての町民が理解した上でその負担を公平に保っていかなければ維持できないというシステムでございますので、この町民全体に対するきちっとした認識の持ち方、周知についてはどのように考えているか。この点についてもお伺いします。最後に現状の介護支援ボランティアの制度についてどう考えるのかと当町においてこの介護支援ボランティアについてどのような形で活動が行われているのかこの点についてもお伺いいたします。

以上5点でございます。最初に町長の総合的な見解のあととこの5点について答弁をいただきたいと思っております。高度成長の完全雇用の世代から現状は土光臨調の後も日本型の福祉論これも大変思惑と違った方向で高齢化と少子化の中で大変大きな窮地に立たされているのはご案内のとおりでございます。高齢者の自立自助のあり方について町長の方針をお示し下さい。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは真柄議員の質問にお答えをいたします。

質問の項目5つでございます。答弁多少長くなりますが、ご了承願いたいというふうに思います。

まず誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指し、平成27年度に策定した第6期計画では医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供できる地域包括ケア体制の充実、介護予防、認知症高齢者対策に重点を置いて事業を実施してきております。

せたな町の人口推計によりますと、総人口は減少傾向となる中で、年齢構成では15歳から64歳までの働く世代である生産年齢人口、これが大きく減少するのに対し、高齢者の人口では65歳から74歳までの前期高齢者は減少となりますが、75歳以上の後期高齢者は現状のまま維持されていく見込みというふうになっておりますことから、37年には高齢化率が49.1%ということになると予測されております。したがって議員おっしゃるように、元気な高齢者も含めて高齢者も支える側に立っているということを町民も含めて、町民みんなでやっていかなければならないというふうに認識をしております。

それで1つ目の住宅福祉サービスの現状と問題点についてですが、在宅福祉サービスの種類として配食、入浴、移送、緊急通報サービス事業、家族介護用品支給事業、除雪サービス事業を行っております。実利用数は配食が45名、入浴は1名、緊急通報が92世帯、家族介護用品が12名、移送の利用者は現在おりません。

また、除雪サービスについては11月30日現在、225世帯となっております。入浴サービスと除雪サービスについては、サービスの担い手不足と高齢化の問題がありますが、いずれのサービスも高齢者にとって必要な事業と考えておりますので、サービスの充実を図りながら引き続き取り組んで参りたいと考えております。

2つ目の「今後の各福祉施設の整備と充実について」であります。現在介護保険施設として小規模を含め特別養護老人ホームが3箇所、認知症グループホームが3箇所、介護保険対象外の施設では瀬棚養護老人ホーム1箇所と生活支援ハウスが2箇所あり、家庭での生活が難しい方など240名程の方が入所して生活しております。また第6期介護保険事業で計画されたサービス付き高齢者住宅12戸と、その建物に併設した小規模多機能型居宅介護事業所の整備が民間事業者により進められております。

今後の推移としては、施設入所を必要とする要介護者の人数に大きな変動が見られない状況にありますことから、現時点では現状の施設入所定員で十分対応できるものと考えております。

また、各施設の老朽化等に対する改修など施設の維持管理にも意を配し、施設環境の充実にも努めてまいりたいと考えております。

3つ目の「保健活動の今後のあり方について」では、高齢化率の高い当町にとって、いつまでも町民が元気に過ごしてもらうための健康づくりや疾病予防は介護予防の観点から重要なことでもあります。現在、がん検診などの各種検診をはじめ、健康相談や健康教育、家庭訪問などを実施し、健康に対する啓蒙活動や疾病の早期発見、早期治療が図られるよう保健活動を展開しております。当町の平均寿命は全国、近隣市町村と比べ同程度と大きな差はなく、主要な疾病による死亡率については肺がんや脳血管疾患、腎不全による死亡率は比較的高く、胃がんや心疾患による死亡率は比較的低い状況にあります。

要介護認定を受けている方の現状として心臓疾患や脳血管疾患が多く、その基礎疾患として高血圧や糖尿病が多いこと、膝、腰の痛みや骨折が多い状況にあることから、若い世代から健康への働きかけをして疾病を発症させない、悪化させないということが重要であると考えます。

今後は自分の健康状態を知り、現状より悪化させない行動がとれるような活動により一層力を入れるため、各種検診への勧奨をはじめ疾病の発症や悪化させないための検診事後の徹底、生活

習慣病のハイリスクの方を対象とした保健事業の展開、認知症検診の実施など地域包括支援センターと連携を密にして保健活動を推進してまいります。

4つ目の「地域包括ケアシステムの町民への周知について」ですが、第6期計画では地域包括支援センターの機能強化及び在宅医療介護の連携強化として地域包括ケア体制の充実を上げてきており、高齢者が住み慣れた生活の場で自分らしい生活が継続できるように日頃から医療関係及び介護サービス事業所との連携を図ってきております。

また、関係機関との研修や懇談会を定期的で開催し、他職種の顔の見える関係づくりを構築しながら、密接な連携体制を図ってきていることも当町の特徴とすることができます。

地域包括センター、医療機関及び介護サービス事業所の相談窓口について、また地域包括ケアシステムの柱となる介護・生活支援サービス介護予防事業、高齢者を見守る体制についての情報提供を定期的に行い、町民への周知に努めているところであります。

今後は関係機関との連携を強化しながら、住み慣れた地域において人生の最期まで在宅生活が営むことの出来る体制づくりを目指し、各種事業に取り組んでまいります。

最後の「介護支援ボランティア制度の現状と今後求められる活動について」平成26年度末より協議会を設立し、高齢者の自立に向けた生活支援の在り方、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりについて検討を重ねてまいりました。高齢者などの生活支援と社会参加を両立させ、自立生活の持続可能性を高めることを目的として、この4月より住民主体のサービス類型として「通所型サービスB」並びに「訪問型サービスB」事業を開始したところでございます。

平成29年12月現在、北檜山区において1団体8名のサポーターに通所型サービスの担い手として活動いただいております。訪問型サービスについても北檜山区において2団体13名、瀬棚区において1団体18名のサポーターに活動いただいております。

なお本年10月までのサービス利用状況についてですが、通所型は延べ137名、訪問型は36名の皆様にご利用いただき、生活支援ニーズの充足を図っているところでございます。

今後の取り組みとしては、大成区並びに瀬棚区において、サービスの担い手確保と利用促進に向けた広報活動を推進し、3区全てで当該サービスの提供体制整備を目指したいと考えております。

議員ご指摘のとおり、当町における高齢化は今後更に進展することが予想されますが、高齢化は要介護高齢者の増加というリスクがある一方、いわゆる元気な高齢者の増加という側面も持ち合わせており、当該事業は元気な高齢者の皆様にその持てる能力を遺憾なく発揮していただくとともに、自らの介護予防の意味においても社会参加の機会として活用いただけるよう周知徹底を図ってまいります。

また、高齢化に伴い表出する様々な課題については介護サービス事業所もとより、町内会や老人クラブ、各種ボランティア団体、社会福祉協議会や医療機関、商工関係団体との連帯の中で対応する必要があることから、せたな町生活サポートセンター運営協議会等におきまして、協議をして高齢者の自立支援に資する政策につなげていきたいというふうに考えておりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 質問に関して個々の今後について、今の現状とそれから施策については丁寧にご説明いただきましたけれども、私が一番最初に町長に質問したのは先程も言ったように団塊の世代、私達の団塊の世代が後期高齢者は75歳以上になる平成37年、これはあつという間の出来事でございます。それで私が今日、相關的な質問になりますけど、あえてお聞きしたのがこれに向けて基本的にどういう形で町長がこの施策全体を引っ張っていくのかということが一番先に私は質問したつもりでございますが、それについての答弁はなかったに等しいと思いますので、その点について再度基本的な進め方についての理事者としての考えをお聞きしたいと思えます。

それから個々の今までの施策の件でございます。これについては、いろいろと今の出来る範囲の中で進めていって、それを配慮しながら進めていってということはこれは理解いたしますが、町長は最後におっしゃったところの大変これからも元気な方の高齢者のあり方でございます。私が心配するのは、この元気な高齢者の方々をどのように育て上げるって言ったら悪いですけども、施策の中で取り組んでいって、尚且つその方々が介護サービスのもう一方の中心になっていただかないと、この高い高齢化率の中で平成37年、町が成り立たなくなっていくんじゃないかと私そういう心配があるから質問してるわけでございます。

それでは再度お伺いしますが、この元気な高齢者を更に増やして、その方々に応分のサービスに対する協力者と言いますか、どのように具体的にこれから考えていくのか。まずこの点についてお伺いします。いろいろな各地域でやった資料等を見ますと、高齢者の方々も色々自分方のお金の中でなんか役に立たないか、あるいはなんとかしなきゃならないという意識はあるが、しかし、そこに参加する勇気とやはり一歩踏み出す努力というのは大変負荷がかかるものだという形で各地でもそれを指摘されてございます。

町長、幾ら政策的な見地からと言いますけれども、先の私の産業教育常任委員会の中で、町長は子供の給食費について財源は十分にあるんだ。こんな話もされましたけど、私はこれから平成37年までの一本算定含めた中では、この財源というのは非常に限られた中で介護制度も展開していかなきゃならない。そうなった時に健常な高齢者をどのように取り組み、尚且つ協力していただくかということは、もう今から具体的な形で戦略を練らなければ時間がないと感じておりますのでその点について再度、今の基本的な考えを聞きたい。

それから2点目の老健の施設についての話ですが、今のままで高齢者もいずれ推移して、そんなに数字的にも変わらないんで、今のままで大丈夫というかそのような感じの発言でございましたが、これは町長がどういう町民の声を聞いてそういうふう判断されたかわかりませんが、病院の経営上やむにやまれない形の中で療養型ベッドも無くしました。町長、療養型からいろんな形で退出された方々含めた中での声というのは聞いてるかどうかかわかりませんが、この方々を含めてこれから先程言う37年までに増加をしていく、そういう退出者含めた中に本当に今の施設に最低限負担の少ない中で、それを吸収するという形の施設が今のこの規模で十分なのかどうかということを重ねて私、お伺いします。私がいろんな町民の方々から聞いてる中ではやはり何とか、例えばきたひやま荘も倍くらいにさせていただいて、やはり何とかそこで自分の親が足が届く範囲の中で見ていただきたいんだと、これは町長あれですよ、国がいろんな形で高

齢化という中で介護1、介護2、全部切った結果として3からやってることで需要がなんとか間に合うという調査であって、決して当町の現状を本当に把握してるのかというのは、私は疑問を持っていますよ。

ですからその点について私は、きたひやま荘の経営の面からいってもやはり50床という中で逆に少数の関係で、これはきたひやま荘だけではないですけど規模的なもので経営が逆に大変な面も出てきてる施設側から言わせると、いずれしても療養型等を国の方針、後は町の財政の苦しさの中で色々と削っていきながら、じゃ本当に今後団塊の世代が入った時に、この今の施設で十分にニーズを確保できるのかと考えているのかどうか。この点について再度お伺いします。

それと地域ボランティアの問題でございます。これはいろいろな形である意味での奨励制度というか、ボランティアと言えどもそこに入って行く上では若干のメリットと言ったら悪いですけども、今そういう形の中でそれは決して、そのメリットを他のサービスに使えとか言うことではなくて、その介護サービスに対する活動に対してのメリットは本人の元気な方々の介護のサービスの提供を受ける時にそれをきちっとメリットとして認めてあげましょと、その代わり活動に参加していただく1つのきっかけづくりとして、今そういう形を取り込んでいる自治体が結構出てきてます。3回目また町長の方でなければ私の方からも具体的な話しますが、ある程度の入り込んでくるきっかけをきちっと付けてあげないと、ただお願いします、ただ活動して下さいとは中々これは難しいハードルだということのをこれが現状だと私は思っていますので、その辺についてのボランティアについての入り込むきっかけ等についてどのようにして作れば良いか、この辺についても再度お伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず、37年団塊の世代が後期高齢者になることになるわけですが、そうした部分への対応ということでございます。

現在、せたな町高齢者保健福祉計画、それから第6期介護保険事業計画が平成27年から29年までと進めております。そして次期7期につきましては30年から32年までということで、この事業計画の作成を進めているところでございます。それぞれ年度を区切ってその期間の必要な保健福祉について対応すべく、今、進めているところでございます。したがって、こうした順次その都度の計画に次期計画において、その次の対応を進めていくというこういう積み重ねになるというふうに思います。したがってこれがこの積み重ねが37年のそういった状況に対応するということになるものというふうに思います。今から37年の対応をするということではないと、そういった段階的に対応をしてまいりたいというふうに考えております。

それから施設は十分かというような話もございました。現状、特老等においては待機者がある一方で、この空き室も出ているという状況にあります。こうした推移を見ていきながらしっかり対応してまいりたいというふうに考えております。

それからボランティア、サポーターの件であります。現在、先程も答弁いたしました通所型、訪問型サービスBとして活動していただいている団体が幾つかございます。こうした団体の中に元気な高齢者もこのサポーターとして活躍をしていただいているところであります。このような形で3区それぞれの地域におきましてサービスの必要な高齢者をしっかりとサービスの提供

をしてまいりたいというふうに考えております。町としてもこうしたニーズに対応するという
ことで、支援の拡充を図っていききたいと考えております。

それと、また地域で暮らす高齢者等が生活者の視点から地域に必要な物やサービスを事業化す
る取り組み。議員も視察をされているようでありますが、あるいは移動手段の確保なども検討す
べき課題であると考えており、町民皆様をはじめ関係機関との連帯の中で検討対応をしていき
たいと、ただ、せたな町では先程の通所型サービス、訪問型サービスB、これにつきましては随分
渡島・檜山管内では進んでおりまして、当町初の試みということで各市町村から注目を集めてい
るところであります。しっかり対応をしてこれからも心配されることのないよう取り組みをして
まいりたいというふうに思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） これは議長にもお願いします。

町長、私1回目も2回目も一番最初に言っているのは、これからの大きいスパンでこの高齢
者を含めた政策をどのような形で基本的なものを持って行くんだということを2回質問していま
す。この個々の具体的な今の進行している状態についての質問をしてるんじゃないんです。最初
にそれを聞きたいと2回やっても、まだお話ししてくれません。なぜかという私、37年に間
に合わせるための施策をしゃべっているわけじゃないんです。37年までという、時間的にも
うないですよと、今からきちっとした形で町は町なりの高齢者対策並びに介護支援サービスとい
うものをきちっと体系づけていかないと、37年まであつという間に間に合わないんじゃないん
ですかという意味で質問してるんです。それで先程も言ったように選挙のあと、折角ですから高
齢者対策について基本的な町長のきちっとした考えをまず示していただいてということで質問し
てるわけです。

まず、議長この点についてはきちんと答弁いただくように再度お願い申し上げておきます。

○議長（菅原義幸君） 分かりました。

3回目の質問としてカウントしません。

1回目、2回目の質問に対する答弁漏れの問題として扱います。

○8番（真柄克紀君） 私は1回下がれば良いということですね。

○議長（菅原義幸君） あともう1回ありますから。

町長、補充の答弁お願いいたします。

○町長（高橋貞光君） 先程も答弁したつもりでございましたが、今進めている介護高齢者保健福
祉計画並びに介護保険事業計画、これは現在6期ということになっております。次期は7期でござ
います。そうした積み重ねが当然37年の団塊の世代が高齢者になる時点での対応というふう
になると思います。当然この高齢化率が49.1%という状況になるわけでありまして、これは
介護をする側、いわゆる支える側の確保というものが、これは重要になってまいります。したが
いまして元気な高齢者の皆さん方にもサポーターとして貢献をしていただくという体制を今から
しっかりとそういう体制づくりを進めていかなければならないというふうに考えておりまして、
これを今年度から実施しているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 町長、ちょっと違うんじゃないですか。

この計画は、これは3年ごとにやらなきゃならないけど、私が今聞いているのはこれの計画は当然やらなきゃならないからやらなかったら大変なことになる、じゃなくて町長として、これから私達も含めていよいよ団塊の世代を迎える中で総合的な福祉政策、選挙の後ですから、どういう方向できちっと町の方向を描いているんですかということを知っているんです。この計画をただ進めていだけで形が成り立つんだということなんですか。私はこれ違うと思うんです。また再度、どうしますかね、議長。

これは積み重ねていくのは当たり前で今年度で終わるんですから。次の計画作らなきゃならないんですから、これ積み重ねていくと全て方向性を示すものになるんですか。なるならなるでいいんですよ。それがすべてだと言うなら私理解しますが、私は町長として、全体の高齢化の波の中に自分はこう立ち向かっていきたいんだという、そういう方向を示していただければと思って質問してるつもりでいるんですが。

これは繰り返しになりますか。

どうなんですか。

○議長（菅原義幸君） 補充の答弁いたさせます。

町長。

○町長（高橋貞光君） これは繰り返しになりますが、当然、介護保険事業計画の中で必要な計画は必要なサービスはこうした計画の中に新たに盛り込んでいくということになります。ですから計画を更新をしていくことで十分37年の議員が心配しておられるそういうときの対応はしていけるというふうに考えております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 分かりました。町長の今の基本的な考えはこの次の計画を作ること以外に考えなくてもこれで十分に当町が今後抱えていく課題については解決できるというふうな答弁だったと思いますけど、だとすると大変に具体性というかその大きな展望がないのだなという感じがしておりますので、これについてはまた今後、今日質問いろんな形でさせていただいたのは今後いろいろまた質問していく上での1回目の質問と思っておりますのでまた議論していきたいと思いますが、であれば、町長これはせたな町の介護保険事業計画です。これの例えば42ページと健康づくり無関心層への行動の変容あるいは、生活支援サービスの充実等については、これきちっとした形の中で大体30年までに目処を付けましょうという形の指針がずっと出されてるんです。ところが皆さん担当職員は頑張っているとはいえ、先程言ったように高齢者の中でも健常者とそれから弱者いろんな形の中で認識の違い、そういう点からいった時にこういうことをきちっとお互いに共通認識を持っていかないと、このサービス制度も中々運用が難しいよということも含めて私提言してるわけですが、ここに書いてるようにこれより違う計画を進めていくことになるかとある程度のこの計画っていうのは網羅されてそんなに消化されていかないと、なかなか進んでないと思うんで、私、心配して今回質問してるんですが、例えば4ページあたり高齢者も支える側になる仕組み作り、町民と共に作る必要がある、これにいろいろな目標を掲げていてある町の例を見ますと、1点だけ絞って今質問しています。というのはボランティアを

含めた介護スタッフの問題です。各町村でも非常にこの高齢化になって当町と同じ問題が表面化してるといった中で、やはり同じ介護を応援する健常者といえども、その負担を含めていった時に健常者の中でもこの介護制度に対して理解がないと、その負担に対しても段々とスムーズに協力していただけないという状況も出てきていると。もし仮に今後、高齢化率がどんどん進んでいけばそういう心配が益々当町でも表面化したら困るんだという意味で私質問してるんです。

それとこの介護支援のボランティア制度という中で、これは後で東京都の小さな市の話ですけども、やはり介護ボランティアといえども、それらのメリットというものがなければ健常者といえども、なかなかサービスに参加していただける事態ではないという調査結果の後、先ほど言ったように高齢者の社会参加活動を促進し、高齢者自身の介護予防を期待するものであり、そのためにはボランティアに対して一定の報償というのかサービスポイント、これを与えていかなければ、なかなかその協力してくれるきっかけ作りにはならないと、だから私が先ほど聞いたボランティア制度どのように考えているかということは、増やすためには個々のルール上に則っただけじゃなくて、私が町長に言ったのは新しい施策も含めてきちっとした介護支援体制を作るという意思がありますかということも含めて質問してるわけです。私はこれから今すぐかどうか分かりませんが、こういう形の制度をやっていることによって健常者は益々介護ボランティア活動によって健常者になる。ほとんどこれ数字出てますけど、その方々はほとんど介護サービスを利用しないままで人生をきちんと全うされているそういった数字も出てますんで、私は町長がいくら7次計画を作れば全うできるなんて言うけど、最終的には町民の協力と高齢者の協力、努力がなければこの制度は維持できないわけですから、その辺に向けて町長が先頭になって、このルールづくりの冊子を作るんじゃなくて、これからどうやって向かっていくかということを示す必要があるんじゃないかと思います。そんな点についていろんな角度から職員、スタッフについては一生懸命やってるの私理解しておりますよ。まだ言いたいことはいっぱいありますけども、その取り組む姿勢と例え1個の介護ボランティア制度について今の応分のルールじゃなくて、やはりそこに魅力ある制度を作り上げて協力者を募る、そして制度を維持してくという考えはあるのか、再度明確にお答え願いたいと思います。

また、この点については今後もいろんな形で質問をさせていただきたいと思いますのでご理解下さい。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず、高齢者の健康という問題でございしますが、これはなかなか検診等の割合も低いということで苦勞しているところでございします。しかし、引き続きこれは保健福祉課でしっかり対応して少しでもというふうに思っているところでございまして、健康相談員の皆さんの力も借りながらしっかりやってまいりたい。ただやはり議員もご承知のことかと思いますが、検診というのは習慣化なんですね。したがって高齢者の広報活動も大事だと思っておりますが、やはり若い人についてもしっかりこの対応していただいて、高齢者になっても健診を受けるというそういうこの習慣付けというものは大事になってくるというふうに思っております。そういうことで先程も言いましたように町と健康相談員、一体となって連携をしながら取り組んでまいりた

いというふうに考えております。

それから介護ボランティアの関係でございますが、これも先程説明いたしました介護、訪問それから通所型サービス、これにつきましては有料でございます。こうしたことでしっかりと対応をする、そういうボランティアの構築を目指すということでございますので、これも今年から走り始めた部分でございます。しかし、他町に先駆けて取り組んでいるところでございまして、これが今後更にこの拡大をしてしっかりと各地域の必要なこうしたサービスを必要とする高齢者に対応できるようにこれからもしっかりと進めてまいりたいと考えております。

それから1つお知らせをしておきますが、この認知症発見への簡易テストというのがございます。これにつきましても、今回、試験的に軽度の認知障害を早期に発見する簡易テストというようなことにもこれは試験的ではありますが取り組んで、その成果を見ながら今後考えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員、気持ちは分かりますが、今回の質問を十分総括されまして、次回ということをお願いできませんか。

それでは9番 平澤等議員。

○9番（平澤等君） ただいま議長から発言の許可がございましたので、先に通告してあった洋上風車について質問いたします。

これも先ほどの真柄議員の質問と同じように、特別会計の中で組み込まれている事業でございますが、今後についてということで町長にお伺いいたします。平成16年4月から稼働している洋上風車愛称は風海鳥というふうに言われておりますが、総工費7億1,018万4,282円、補助金を3億2,634万3,162円、起債等で3億8,384万1,120円と細かいですがこういった数字で発電出力は600キロワットが2基、合計1,200キロワットで瀬棚港外防波堤付近に建設されております。日本初の洋上風車として注目され、町外からも多くの観光客や視察を受け入れており、また発電電力はクリーンエネルギーとして売電され、年間発電計画は428万4,320キロワット、実績平均では357万キロワットとなっており、今日に至っております。耐用年数は17年となっており、平成32年までとなっておりますが、北電との売電契約は20年間、平成35年までとの計画が示されております。起債措置は平成30年度に完済され、以後余剰金の積み立てが期待されておりますが、近年、自然災害やユニット故障による修理のための稼働停止が余儀なくされ、今後の発電計画が懸念されております。

以下3点についてお伺いいたします。

- ①今後の収支計画及び維持管理対策はどのように考えているか。
- ②耐用年数を控えた中での長寿命化対策を考えているか。
- ③風車施設の稼働を終了時、これは終わった時の対応はどのように考えているか。

以上3点お伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○議長（菅原義幸君） それでは平澤議員のご質問にお答えをいたします。

洋上風車の今後の方向性について、3点のご質問いただきました。

1点目のご質問についてですが、せたな町の洋上風力発電施設については旧瀬棚町において一

般財源の確保及びクリーンエネルギーの推進を目的に整備したものでありますが、建設から14年が経過し、風車本体の発電装置や油圧系統等の故障が多くなり修理に係る経費も増加する一方、これらのトラブルで計画的な売電収入が出来ないことで大変苦慮しておりましたが、建設時の借入起債が平成30年度に完済となるため、平成31年度からは起債償還分を積み立てに回せるようになり風車の維持管理についても今まで修繕料の予算不足により定期メンテナンスなどの指摘されている部分への修繕に充てられるようになるのではないかと考えております。

それから2点、3点目ですが、合わせて答弁させていただきます。

平澤議員のご質問にありましたとおり、本町の洋上風車は平成32年に耐用年数を迎えますが、耐用年数を迎えた風車の一般的な対応として3つのパターンが考えられます。1つは全面撤去をして全く新しい発電設備に置き換える全面的な更新。2つ目は経年劣化した主要部品を交換する部分的な更新。3つ目は完全に撤去すると廃止の3つのパターンが考えられます。なお、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の事業計画は平成35年まで認定されております。20年間あります。全面更新等をするとした場合にも今の洋上と維持管理コストの低い陸上の選択があり、部分更新にしてもどこまで交換、補強するかなどそれぞれの費用対効果を検証しながら、専門家や関係機関の意見を聞きながら方向性を出さなければならないというふうに考えておりますことをご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤等君） 再質問をさせていただきます。

町長申されたように今の収支計画について、維持管理については現状、私の認識と同じでございます。これは今日質問したのは、実はこれは平成27年12月に産業教育常任委員会に出された資料からで担当者には詳しく内容説明いただきました。非常に設立経緯から、今日に至るまでの内容について非常に詳しく出てたんで非常に参考になった訳でございます。それ踏まえて今回の場合、町長が出された1つの2番、3番についての耐用年数、それから稼働終了時というふうなことについて3つの案があるってということで、まだ決定してないっていうふうなことでこれから十分対応されるということでございます。私が今回質問したのは、実はいろんな施設例えば、建設課でしている橋梁等の長寿命化対策というふうなことで、かなり年数経ったものが耐用年数経ったものを一部修理して、更に長く使おうというふうなことでございますけども、風車においてそういったことが可能なのかどうなのかということが私はまだ全然分かりませんが、そういったのが、やはりしたほうが良いんでないかなと思うんです。というのはなぜそういうふうに言うのかと言いますと、今町長の答弁にもございましたように年間の一般管理費がこれがマックスで2,000万ちょっとです。今までの経過の中で今までの風車の発電能力と売電した金額のマックスが約6,300万ということは、これは1番売電の収入が多かった時、それから1番費用が掛かった時を比較した場合ですが、これは起債の償還が終わる32年ですか、終わった段階においてはこれはすごく良い町の資源としてはかなり有効に使えるという判断するわけなんです。極端に判断すれば年間6,000万、1番最高利益があるという場合には単純に月500万です。最高の一般管理費が掛かっても3カ月もしくは4カ月が回れば維持できる。それ以上については余剰金として発生する31年でございます。こういった皮算用がとおると思いませんがやはり、今後

メンテナンスが10掛かるそれからしかるべき廃止、撤去する費用積み立てするにあっても、やはり今の段階においては長寿命化ということでもう少し頑張ってもらって活動してもらおう。そしてまた、日本初の洋上風車というふうなことで日本中から脚光を浴び観光客も視察団も受け入れてきたという中で、これがいかに長く存続できるか、そして町のために最初は大変だったけども、今や町の貴重な収入源であるというようなことも内外にアピールする必要があるかとそういった点について、再度、町長から長寿命化に対する考え方、いろいろ検討されることはこれからですけども、それに対する心構えについてお聞きします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 平澤議員おっしゃいましたように、この起債の償還が終わったあとの計算上はそういうことになるわけでありまして。ただ、ここで考えなければいけないのは引き続き、運転する場合において、この36年度以降、売電の契約が35年までとなっておりますので、契約を更新する必要があるとございます。その時点の売電価格が幾らになるのかということはまだ示されておられません。

それから長寿命化、改修をして引き続き運転をするという時に、どの部分をどう改善をしていくべきかということについて、また、そのコストは幾らぐらい掛かるのかということも十分検討していかなければならないことだというふうに思います。当町の洋上風車につきましては、日本初の洋上風車ということで、洋上風車のそうした前例がございません。先日も総務省に問い合わせをいたしました、総務省でも初めてのケースということで前例がないため総務省内部で検討させていただきたいというお話でございました。こうしたいろいろな観点から、我々もこれから35年と言いますと残すところ5年ありますから、情報収集に努めながら、一体どういう形が一番望ましいのかということにつきましても十分検討をさせていただきながら対応してまいりたいと思います。

また、その結果ある程度見える時点になりました時には議会にもご相談をさせていただきたいというふうに考えておりますことをご理解願います。

経産省でございます。経済産業省。

○議長（菅原義幸君） 以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は14時10分といたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時12分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

◎日程第6 決算審査特別委員会委員長報告

○議長（菅原義幸君） 日程第6、決算審査特別委員会委員長報告を行います。

平澤委員長。

○委員長（平澤等君） 決算審査特別委員会の報告をさせていただきます。第3回定例会で、予算審査特別委員会に付託されました、平成28年度せたな町各特別会計及び病院事業会計歳入歳出決算、認定第2号から認定第11号までの審査結果をご報告いたします。当特別委員会は、9月25日設置され、委員長に私、平澤等、副委員長に、本多浩委員を選任しました。11月6日に再開し、各会計歳入歳出決算書及び附属書類について説明を受け、質疑を行い、慎重かつ精力的に審査したものであります。その結果、当特別委員会は、認定第2号から認定第11号まで、全て認定すべきものと決定いたしました。以上で、せたな町議会決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

本件についての委員長報告について、質疑を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

以上で、決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

それでは、これより議案審議に入ります。

議案第13号、議案第14号、発議第1号は、補正予算に関連しますので、先に審議します。

◎日程第7 議案第13号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第13号、せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2の7ページでございます。せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましての、提案理由を申し上げます。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、せたな町長等の期末手当を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。内容につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原進君） せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。内容につきましては、せたな町長等の期末手当を人事院勧告に基づき、0.1カ月引き上げるものでございます。9ページでございます。新旧対照表で説明させていただきます。第1条関係でございます。第4条第2項中、表の右側、改正前でございます。下線部100分の225.5を、改正後100分の232.5に改めるものでございます。次に、第2条関係でございます。内容につきましては、せたな町長等の期末手当にかかわる支給額の6月分と、12月分の配分の変更でございます。表の右側でございます。第4条第2項中、下線部100分の207.5を、100分の212.5に、下線部100分の232.5を、100分の227.5に改めるも

のでございます。なお、附則といたしまして、1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。2、第1条の規定による改正後の、せたな町長等の給与等に関する条例の規定は、平成29年12月1日から適用するものでございます。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第8 議案第14号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第14号、せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 同じく、議案その2の11ページでございます。議案第14号、せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての、提案理由を申し上げます。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、せたな町職員の給料月額等を改正するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。内容につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原進君） せたな町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。今回の主な改正内容につきましては、人事院勧告に基づき、民間企業との均衡を図るため、給与で0.15%、期末勤勉手当で0.1カ月分、引き上げる改正でございます。27ページでございます。新旧対照表で、ご説明いたします。表の右側です。改正前、第9条の第2項中、初任給調整手当の月額を下線部、41万3,800円を41万4,300円に改めるものでございます。なお、初任給調整手当につきましては、採用による欠員の補充が困難である職務となっており、医療職の給料表（1）の適用を受ける職員、これについては、医者、歯医者等に

支給するものでございます。次に、第24条第2項第1号中下線部100分の85を、6月に支給する場合は100分の85、12月に支給する場合には100分の95に改め、同項第2号中下線部100分の40を、6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45に改めるものでございます。次に、28ページから33ページでございます。別表第1、第3条関係でございます。行政職給料表につきましては、給料表の改正に伴い全部改めるものでございます。次に、33ページから46ページでございます。別表第2、第3条関係、医療職給料表につきましても、給料表の改正に伴い全部改めるものでございます。次に、47ページでございます。第2条関係でございます。第22条中下線部、地域手当を、地域手当及び寒冷地手当に改めるものでございます。次に第23条中下線部、及び附則第19項第4号を削除して、同条第2項中下線部、においてははを、にはに改めるものでございます。次に、第24条第1項中、次に、48ページでございます。第2項第1号中、下線部、及び附則第19項第5号を削除いたします。同条第2項第1号中、句読点6月に支給する場合には、100分の85、12月に支給する場合には、100分の95を、100分の90に改め、同項第2号中、読点6月に支給する場合には100分の40、12月に支給する場合には100分の45を、100分の42.5に改めるものでございます。次に、48ページから51ページでございます。附則第19項から第24項までは削除いたします。附則の削除については、55歳を超える職員の俸給等の1.5%減額措置、これについては平成22年から行われておりましたが、平成30年3月31日をもって廃止されたことから、給料法に基づき削除をいたします。なお、附則といたしまして、1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、平成30年4月1日から施行する。2、第1条の規定による改正後のせたな町職員の給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。また、附則第3項で給与の内払い、第4項第5項で、せたな町職員の育児休業等に関する条例について、文言を削除、改正しております。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「ありません」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第9 発議第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、発議第1号、せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

細川議員。

○議員（細川伸男君） 議案その3、1ページからでございます。ただいま上程されました発議第1号、せたな町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。この発議は、議会運営委員会の委員で提案するものであります。その内容につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、せたな町議会議員の期末手当を改正するため、条例の一部を改正するものであります。改正内容については、3ページの新旧対照表により説明いたします。左側は改正後、右側は改正前でございます。上段、第1条の一部改正で、第6条第2項、12月支給の期末手当について、改正前、100分の222.5を、改正後、100分の232.5に改めるものであります。この改正については、附則の1にありますように、平成29年12月1日から適用するものであります。また、中段、第2条の一部改正で、第6条第2項、6月支給の期末手当について、100分の207.5を、100分の212.5に改め、12月支給分を、100分の232.5から、100分の227.5に改めようとするものであり、この改正は、附則の2にありますように、平成30年4月1日から運用するものであります。改正する内容は、以上です。

議員各位の賛同を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を省略し、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり、可決しました。

◎日程第10 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議案第1号、平成29年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1の1ページから、29ページまででございます。今回、提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億3,189万8,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ、95億664万円とするものでございます。その主な内容でございますが、ふるさと応援寄附金返礼品、介護サービス

提供基盤等整備事業補助金、産業担い手育成事業奨励金、給与改定による人件費の精査、介護保険事業特別会計ほか、各特別会計への繰出金の精査、委託業務及び工事の完了に伴います執行残の精査のほか、行政執行上、当面必要とする経費などにつきまして、補正をお願いするものでございます。また、地方債の変更2件をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたさせますので、ご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） 初めに起債の内容につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。議案その1の5ページでございます。第2表、地方債補正変更でございます。まず、臨時財政対策債につきましては、発行限度額の確定による減額でございます。橋梁長寿命化補修事業につきましては、事業費精査による減額でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。次に、お手元の平成29年度せたな町一般会計補正予算第6号補足資料で、補正予算の内容を説明申し上げます。議員の皆様には既にお目通しをいただいているものと思っておりますので、主な歳入歳出につきまして説明をいたします。初めに、歳出から説明いたします。資料の3ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、議案書では12ページでございます。8節報償費と12節の役務費では、ふるさと応援寄附金の返礼品及びその送料、取扱手数料の追加をお願いするものでございます。次に6目基金管理費では、25節積立金及び28節繰出金で、ふるさと応援寄附金をそれぞれの基金に記載の金額のとおり積み立て及び繰り出しするものでございます。議案書では13ページでございます。次に、資料の4ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費では、介護サービス提供基盤等整備事業補助金として、民間事業者が行う小規模型多機能居宅介護事業所建設に係る道補助金分、3,704万4,000円を予算計上するものでございます。議案書では15ページでございます。5目障害者福祉費では、人工透析患者及び生活保護受給新規申請者の増による自立支援医療給付費898万9,000円、グループホーム等の新規申請者の増による障害福祉サービス等給付費2,133万4,000円の追加でございます。議案書では16ページでございます。続きまして、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、新学卒2人、Uターン等4人に対して交付する産業担い手育成事業奨励金600万円、米成分分析計導入事業補助金として390万円をお願いするものでございます。議案書では18ページでございます。次に、資料の5ページでございます。6款1項4目畜産業費の北部檜山酪農ヘルパー利用組合補助金30万円につきましては、酪農未経験の新規採用職員の人件費分の一部を助成するものでございます。議案書では18ページでございます。次に、6款農林水産業費、3項水産業費、5目水産種苗育成センター運営費では、管理棟機械室に設置してあります取水ポンプ4台のうち、2台を交換するための取水設備整備工事費をお願いするものでございます。議案書では19ページでございます。次に、資料の6ページでございます。8款土木費、7項住宅費、1目住宅管理費では、町営住宅の修繕料として300万円をお願いするものでございます。議案書では22ページになります。続きまして、9款1項1目ともに消防費でございますが、1,097万1,000円の追加でござ

います。議案書では23ページになりますが、補正の内容につきましては、別冊で配付をさせていただいております檜山広域行政組合関係予算事項別明細書でご確認をいただけますが、職員の人事及び給与改定に伴う人件費の精査などについてをお願いするものでございます。続きまして、10款教育費、2項小学校費及び3項の中学校費では、それぞれ2目教育振興費で、要保護及び準要保護児童生徒への就学援助費をお願いするものでございます。議案書では24ページ、25ページでございます。6項保健体育費では、全道全国大会出場者の追加に伴いまして、全道全国大会参加奨励補助金の追加をお願いするものでございます。議案書では26ページでございます。これらにかかる主な歳入でございますが、ページを戻りまして1ページをご覧いただきたいと思っております。まず、第13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、新規申請の増加に伴う障害福祉サービス等給付費負担金1,066万7,000円の追加と、自立支援医療給付費負担金449万4,000円の追加でございます。同様に、14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金におきましても、自立支援医療給付費負担金224万7,000円の追加、障害福祉サービス等給付費負担金533万4,000円の追加をするものでございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金では、事業の採択によりまして、除雪事業交付金1,045万6,000円の追加でございます。14款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金では、事業追加によりまして地域づくり総合交付金1,390万円の追加、2目では、小規模型多機能居宅介護事業所建設にかかる介護サービス提供基盤等整備事業交付金、3,704万4,000円の追加をするものでございます。16款1項ともに寄附金でございますが、1目ふるさと応援寄附金では、5,000万円を追加するものでございます。17款繰入金、1項基金繰入金、2目担い手育成基金繰入金では、産業担い手育成事業奨励金に充当するための、600万円の追加をお願いするものでございます。4目スポーツと文化振興基金繰入金では、全道全国大会参加奨励補助金に充当するための、104万2,000円の追加をお願いするものでございます。続きまして、18款1項1目ともに繰越金では、前年度繰越金3,564万円の追加をお願いするものでございます。20款1項ともに町債、1目総務債では、発行限度額確定による臨時財政対策債、2,220万円の減額でございます。4目土木費では、事業費確定による橋梁長寿命化補修事業債、370万円の減額でございます。歳入につきましては、議案書の8ページから11ページまででございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 補正予算の補足資料の4ページ、これ確認も含めて詳細をお知らせいただきたいんですが、民生費の老人福祉費で小規模型多機能居宅事業所の建設とありますが、今の段階で、どこに建設されて、運営というか、どういう形なるのかお知らせいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは、ご質問にお答えをいたします。本事業でございます

が、民間の事業者が建設するものでございますが、事業者は八雲町に所在をしております、株式会社マルエイ、カタカナでマルエイとなります。代表取締役、磯部正英、磯部氏は、せたな町出身の方でございます。本施設につきましての設置場所、建設予定場所につきましては、北檜山区と瀬棚区の間、三幸電気さんの丁度道路挟んで向かい側の場所を、今予定をしているところでございます。現在、整備計画をしておりますこの本事業でございますが、サービス付き高齢者住宅、それとこれに併設といたしまして、小規模多機能事業所ということで、予定をしているところでございます。ご承知のとおり、サービス付き高齢者住宅につきましては、所管は国が直轄で、国土交通省が所管で、いわゆる高齢者の住宅対策というものでございまして、今回の予定されている施設につきましては、管理人が1名常駐いたしまして、3食、食事付きということになります。介護サービスについては、今回の施設には、予定されてございません。予定人員は12床ということになってございます。また、併設しますこの小規模多機能型事業所、ここにつきましては、いわゆる通所型の介護デイサービス、それから必要に応じて宿泊が出来る、いわゆるショートステイ、それから訪問介護、いわゆるヘルパー、この3種の事業が実施をするということで、利用者の利便性及びその他の町外の皆様の利用が期待されるということで、予定がされているところでございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 補正予算という3,700万何がしかがついているんですが、これはあくまでも、道と国から、課長、町を經由して民間の事業所に、そのままお金が回るということだと理解するのですが、今後、運営について町はどのような係わりを持つのか、今の段階で考えをお知らせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） お答えをいたします。今回、お願いをしております、この補助金3,704万4,000円、これにつきましては、小規模多機能の関係の部分でございます。これは、地域密着型になりますので、申請は、せたな町が北海道に対して申請をし、北海道がこの交付金を受けて、事業者に交付するという形になります。それから、サービス付き高齢者住宅、これにつきましては、国と直轄でございまして、事業者が国土交通省と直接申請行為をし、直接交付金が入ってまいりますので、これは町経由にはなりません。あくまでも、小規模多機能分でございます。それからもう一方、今後の経営にかかわる町の関連でございますが、これは民間の事業所でございますので、当町が、それらの支援等々については、現時点では全く、これは考えられるものではございません。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 民間の事業者が今後、運営していくということなんですけど、利用料とか、そういうところが基本的にあると思うんですが、そういうところを含めて、事業所が独自に判断して、決まりの中で決定するというふうに、理解してよろしいですか。

○議長（菅原義幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） そのとおりでございます。

○議長（菅原義幸君） ほかに、ございませんか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 補足資料の6ページ、土木費の、みやこの丘団地町営住宅の換気設備改修工事で項目がこういうふうに出ているんですけど、以前からロスナイの取り換えが、今回完了したというふうに理解するものなんですけど、以前にもお願いというか、要望させていただいたんですけど、以前から結露の問題がかなりみやこの丘住宅で言われてきているんです。今回、換気扇の改修工事が終わったんですけど、以前、改修が出来ていない中で、これも前回発言してしまっただけなんですけど、給排が逆になっていたんですよ。これはあくまでも工事の欠陥だと思うんですけどもね。そこも含めた結露のため、かなり壁紙なり水回りが今のままだでも本当に真っ黒になるくらい傷んでいるところがあるんですよ。以前に、年次計画を立てて改修してくださいというふうをお願いしていたのですが、今の段階で、今後、新年度に向けても良いです、どういう計画でいるのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽優君） ただいまのご質問にお答えいたします。今年の実績といたしましては、6戸改修してございます。で、このあと予定されているのは、平成30年度から33年度までにかけて35戸でございます。で、これは予算要求、これからしていくことになると思うんですが、4年間で継続して年次計画で実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 繰り返しになるんですけど、以前から問題視されていた結露で、壁紙、水回り、玄関先、ドアの内部から外部にまで色が変わったり、あるいは取り換えをしなきゃない状況にあるわけですよ。で、私もお願いをしているんですけど、結構、町民にも今の段階で批判広がっているんですよ。現場きちんと確認した上で、あるいはアンケート取るなりして、是非、その辺の改修もご検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（菅原義幸君） 建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽優君） ただいまのご質問にお答えいたします。結露等で、壁紙が傷んでいるとか、そういう部分につきましては、一般の小破修繕料、今回も不足を来たしまして300万円お願いしてるところでございますが、そちらのほうで順次、声が上がり次第対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 中には、要望を1度だけしたけど、何も動いてもらえないという切実な声もあります。是非、現場に出向いて、現状を把握して、前向きな対応をお願いします。再度、答弁いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽優君） 私のほうで、そこまでちょっと、熟知出来ていない部分がございますけれども、今後そういうところを調査いたしまして、適切に対応してまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） ほかに、ございませんか。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第11 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第2号、平成29年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 同じく、議案その1の31ページから、35ページでございます。今回、提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,587万1,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ16億9,024万円とするものでございます。その主な内容でございますが、国庫補助金等精算返還金のほか、給与改定による人件費の精査などがございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 議案書は、35ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では232万3,000円の追加、人件費の精査や、平成30年度からの制度改正に伴うシステム整備などの負担金の増によるものでございます。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還費で、1,354万8,000円の追加、国庫補助金等精算返還金の増によるものでございます。これに対しての歳入は、34ページをご覧ください。3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金で、88万5,000円の追加、2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金で32万4,000円の追加、6款道支出金、2項道補助金、1目財政調整交付金で107万円の追加、これらはいずれも制度改正に伴うシステム整備費負担金に対する補助金でございます。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で36万8,000円の追加、10款1項ともに繰越金、2目その他繰越金で1,322万4,000円を追加し、国保会計歳入歳出補正予算の収支の均衡を図ったところでござい

ます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「ありません」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
これより、討論を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第12 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第3号、平成29年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1、37ページから41ページでございます。今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ430万3,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億3,775万8,000円とするものでございます。その主な内容でございますが、電算システム保守管理業務委託料の執行残精査、保険料等負担金の追加などがございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますよう、お願ひを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 議案書は、41ページをご覧ください。歳出からご説明いたします。1款総務費、2項1目ともに徴収費で7万1,000円の減額、電算処理システム保守業務にかかる入札執行残でございます。2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金で、437万4,000円の追加は保険料等負担金の増によるものでございます。これに対する歳入は、40ページとなります。1款1項ともに後期高齢者医療保険料、1目保険料で、保険料の精査により440万6,000円の追加、3款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金で、広域連合事務費負担金の確定などにより、28万6,000円の減額、4款1項1目ともに繰越金で、18万3,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

説明は、以上です。

よろしくお願ひいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「ありません」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第13 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第4号、平成29年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1、43ページから48ページでございます。今回提案を申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ226万1,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ10億3,595万円とするものでございます。その主な内容でございますが、給与改定による人件費の精査、介護報酬の改定による介護サービス給付費の精査などがございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますよう、お願ひを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは、議案の47ページ、歳出からご説明をいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額206万7,000円の追加につきましては、人事院勧告の実施に伴う給与等の精査、委託料では、電算システム補修管理業務の実績による精査並びに介護保険制度の改正に対応するためのシステム改修に係る業務委託経費をお願ひをするものでございます。次に、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費、補正額1,367万3,000円の減につきましては、居宅介護地域密着型及び施設介護サービスに係る給付費の減少に伴い、それぞれ減額をするものでございます。2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、補正額、1,367万3,000円の追加につきましては、介護予防訪問介護通所介護に係る給付費の支給増によるものでございます。続いて、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額19万4,000

円の追加は、人事院勧告の実施に伴う給料等の精査でございます。これに伴います歳入であります。46ページでございます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金で25万円の追加、2項国庫補助金、3目介護保険事業費補助金で68万円の追加、5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金では25万円の減、7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金では19万4,000円、3目その他一般会計繰入金では、職員給与費事務費繰入金で138万7,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「ありません」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決しました。

ただいまから、3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時11分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第5号

○議長（菅原義幸君） 日程第14、議案第5号、平成29年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 同じく、議案その1の49ページから、53ページでございます。今回提案を申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ17万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ5,221万3,000円とするものでございます。その主な内容でございますが、53ページでございます。歳出では、1款サービス事業費、3項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費では3,000円、4項居宅介護支援事業費、1目居宅介護支援事業費では17万3,000円を、それぞれ追

加するものでございます。給与改定による人件費の精査、臨時介護支援専門員賃金などがございます。次に、52ページでございます。歳入におきまして、1款サービス収入、1項介護給付費収入、2目介護予防サービス計画費収入、介護予防サービス計画費収入199万円の追加、2款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金で181万4,000円を減額し、収支の均衡を図ったところでございます。

説明は、以上でございます。

ご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は、提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第15 議案第6号

○議長（菅原義幸君） 日程第15、議案第6号、平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 同じく、議案その1の55ページから、58ページでございます。今回提案申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ57万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億8,359万6,000円とするものでございます。その内容でございますが、58ページでございます。歳出では、1款事業費用、1項営業費用、1目総務費におきまして、給与改定により人件費の精査を行い、追加をお願いするものでございます。この財源といたしまして、歳入におきまして1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金、一般会計繰入金を追加いたしまして、収支の均衡を図ったところでございます。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は、提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第16 議案第7号

○議長(菅原義幸君) 日程第16、議案第7号、平成29年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 同じく、議案その1の59ページから、63ページでございます。今回提案を申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ257万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ5億9,127万4,000円とするものでございます。その内容でございますが、処理場の曝気装置修繕料及び清掃手数料のほか、給与改定による人権費の精査でございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたしますのでご審議賜われますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて、内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長(丹羽優君) それでは、議案の63ページをお開き願います。まず、歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、3目処理場費、補正額254万円の追加でございます。内容につきましては、11節需用費修繕料で150万円、これは北檜山下水処理場曝気装置2台の修繕にかかるものでございまして、軸受の修繕と減束プーリー交換修繕にかかるものでございます。次に、12節役務費、手数料104万円の追加は、これも北檜山下水処理場流量調整棟の受け入れ槽沈砂槽清掃にかかる手数料でございます。次に、2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費、補正額3万6,000円の追加は、人事院勧告に伴う人件費の精査などによるものでございます。次に、これに対する歳入ですが前の62ページに戻りまして、1款事業収入、2項営業外収入、1目他会計繰入金、補正額95万5,000円の増額は、一般会計繰入金の増額でございます。次に、2款資本的収入、2項1目ともに他会計出資金、補正額16万9,000の減は、一般会計出資金の減額でございます。次に、4項1目ともに繰越金、補正額、179万円の増は、前年度繰越金でございます。ただいま、ご説明した内容により、歳入歳

出それぞれ、257万6,000円を追加し、収支の均衡を図ったものであります。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「ありません」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
これより、討論を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。
本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第17 議案第8号

○議長（菅原義幸君） 日程第17、議案第8号、平成29年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その1の65ページから、68ページでございます。今回提案を申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ690万3,000円とするものでございます。その内容でございますが、68ページでございます。歳出では、1款事業費用、1項営業費用、3目処理場費におきまして、水中ポンプなどの修繕料をお願いするものでございます。この財源といたしまして、歳入におきまして、1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金、一般会計繰入金25万6,000円、2款資本的収入、2項1目ともに繰越金、前年度繰越金4万4,000円を、それぞれ追加をいたしまして、収支の均衡を図ったところでございます。

説明は、以上でございます。

ご審議たまりますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容は、提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。
内容の説明を省略し、質疑を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
これより、討論を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第18 議案第9号

○議長(菅原義幸君) 日程第18、議案第9号、平成29年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 同じく、議案その1の69ページから、72ページでございます。この度、提案を申し上げます補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ357万6,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6,328万5,000円とするものでございます。その主な内容でございますが、72ページでございます。歳出では、1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費におきまして、洋上風車1号機及び2号機のオイル漏れ防止のための油圧シリンダーの修繕料241万1,000円、経済産業省の安全管理審査が今年度から始まりましたので、定期メンテナンス業務委託料59万1,000円、消費税及び地方消費税57万4,000円をお願いするものでございます。この財源といたしまして、歳入におきまして、2款1項1目ともに繰越金、前年度繰越金357万6,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図ったところでございます。

説明は、以上でございます。

ご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容は、提案理由の説明で、ご理解いただけるものと思います。

内容の説明を省略し、質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第19 議案第10号

○議長(菅原義幸君) 日程第19、議案第10号、平成29年度せたな町病院事業会計補正予

算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 同じく、議案その1の73ページから86ページでございます。今回提案申し上げます補正予算につきましては、収益的収支の支出の主なものにつきましては、国保病院及び瀬棚、大成両診療所における給与改定などによる人件費の精査でございます。また、資本的収支では、大成診療所に、多項目自動血球計数装置を購入するための医療機器購入費の追加をお願いするものでございます。

内容につきましては、病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川忍君） それでは、せたな町立国保病院分の収益的収支から説明をさせていただきます。議案書は80ページでございます。1款せたな町立国保病院費用、1項医業費用、1目給与費は1,110万7,000円の増額でございます。給与改定に伴う人件費の精査のほか、4節賃金では、10月に採用いたしました嘱託医師の賃金並びに非常勤医師賃金を精査いたしまして、800万円の増額といたしました。3目経費では、463万2,000円の増額でございます。2節の旅費交通費では129万8,000円の増額、主なものは、新規採用となりました医師並びに看護師等の赴任旅費でございます。15節手数料、247万6,000円の増額は、紹介会社を経て採用いたしました非常勤医師、看護師等の紹介手数料でございます。18節雑費の65万8,000円の増額の主なものは、非常勤医師にかかる旅費が主なものでございます。これに対します収入は、議案書79ページでございます。1項医業収益、1目入院収益で1,573万9,000円の増額を見込み、収支の均衡を図ろうとするものでございます。続きまして、せたな町立国保病院瀬棚診療所分、収益的収支について説明させていただきます。議案書は83ページでございます。2款1項1目給与費、25万8,000円の増額は、給与改定にかかる人件費の精査によるものでございます。これに対して収入、82ページでございますが、2款1項1目外来収益を、同額の25万8,000円の増額を見込み、収支の均衡を図っております。次に、せたな町立国保病院大成診療所分の収益的収支についてでございます。議案書は85ページ、3款1項1目給与費、57万4,000円の増額も給与改定によるものでございます。対しまして、収益的収入は議案書84ページ、3款1項1目外来収益を同じく57万4,000円の増額を見込み、収支の均衡を図っております。続いて、資本的収支について説明をさせていただきます。議案書は、86ページでございます。下段支出では、3款2項1目有形固定資産取得費、1節機器備品購入費75万6,000円の増額は、購入から17年を経過してきました自動血球計数装置が故障をきたしまして、修理不能となり、外来業務、救急業務に支障をきたしておりますことから、緊急に更新しようとするものでございます。これに対しまして、上段収入は、3款1項1目他会計出資金、37万8,000円の増額、支出で説明いたしました医療機器購入に対する一般会計からの出資金でございます。資本的収入が資本的支出に不足する、37万8,000円は、損益勘定

留保資金にて補てんをいたします。

説明は、以上でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第20 議案第11号

○議長（菅原義幸君） 日程第20、議案第11号、せたな町立認定こども園条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その2の1ページでございます。議案第11号、せたな町立認定こども園条例についての提案理由を申し上げます。就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づきまして、幼保連携型認定こども園として、せたな町立認定こども園を設置するため、本条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 議案書は、2ページをお開き願います。平成30年4月開園予定のせたな町立認定こども園について条例内容を説明させていただきます。第1条は、設置について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園を設置する。第2条、名称及び位置について、こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。名称、せたな町立認定こども園きたひやま、位置、せたな町北檜山区豊岡259番地1、第3条は、職員について、こども園に、園長、保育教諭その他必要な職員を置く。第4条は、開園時間及び休園日について、こども園の開園時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することが出来る。（1）開園時間、午前7時30分から午後6時30分まで。土曜日にあつては、午前7時30分から午後

1時まで。(2) 休園日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始、12月31日から翌年の1月5日までの日。第5条は、入園資格について、こども園に入園することができる者は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に該当すると認定を受けた児童とする。第6条は、利用の承認等について、こども園を利用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。2、町長は、前項の承認をする場合において、こども園の管理運営上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することが出来る。第7条は、保育料の額について、保育料の額は、せたな町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に定める利用者負担額、町の区域外に居住する場合にあっては、居住する市町村の定める額とする。2、法第59条第2号の時間外保育事業または同条第10号の一時預かり事業を行ったときの保育料の額は、別に定める額とする。3ページです。第8条は、保育料の減免について、町長は、災害その他特別な理由があると認めるときは、保育料を減免することができる。第9条は、委任について、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。次に、附則については、各常任委員会での説明資料において、1の施行期日と、2の準備行為について、1つの条文にまとめて記述しておりましたが、明確化を図るため、それぞれに条文を定めております。それでは、1、施行期日、この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。2、準備行為、こども園入園の申請手続その他こども園開設のために必要な準備行為は、この条例の施行前において行うことができる。3、せたな町立北檜山幼稚園条例の廃止。せたな町立北檜山幼稚園条例は、廃止する。4、せたな町立保育所条例の一部改正。せたな町立保育所条例の一部を次のように改正する。別表中北檜山保育所の項を削る。5、経過措置。この条例施行前の、せたな町立北檜山幼稚園及び北檜山保育所に係る保育料の納付については、なお従前の例による。

内容は、以上でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「ありません」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第21 議案第12号

○議長（菅原義幸君） 日程第21、議案第12号、せたな町農業委員会の委員の定数に関する

条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案の5ページでございます。議案第12号、せたな町農業委員会の委員の定数に関する条例についての提案理由を申し上げます。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行によりまして、農業委員の選出方法が公選制から任命制に移行となり、新たに農業委員の定数を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原進君） 議案書の6ページでございます。せたな町農業委員会の委員の定数に関する条例について、ご説明いたします。内容につきましては、現在の農業委員の選出方法は、選挙制と市町村長の選任制、これについては議会、団体等の推薦の併用でございますが、法律改正により、選出方法が市町村議会の同意を要件とするよう市町村長の任命制となりましたことから、新たに農業委員の定数を定めるものでございます。第1条、目的についてでございます。この条例は、農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定に基づき、せたな町農業委員会の委員の定数を定めるものでございます。第2条、定数についてでございます。せたな町農業委員会の委員の定数は、15人と定めるものでございます。なお、附則といたしまして、1、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。2、経過措置、この条例の施行の際現に存在する農業委員は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任するものとする。3、せたな町農業委員会の選挙による委員の定数条例等の廃止、せたな町農業委員会の選挙による委員の定数条例及びせたな町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例は、廃止する。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「ありません」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第 2 2 議案第 1 5 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 2 2、議案第 1 5 号、せたな町立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その 2 の 5 3 ページでございます。議案第 1 5 号、せたな町立学校設置条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。せたな町立馬場川小学校につきまして、平成 3 0 年 3 月 3 1 日をもって閉校とするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

杉村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（杉村彰君） それでは、議案書 5 4 ページをご覧ください。せたな町立学校設置条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明を申し上げます。馬場川小学校の閉校に伴い、せたな町立学校設置条例の一部を次のように改正するものでございます。内容につきましては、5 5 ページ、新旧対照表をご覧ください。右側は改正前、別表第 1、下線部分、せたな町立馬場川小学校、せたな町瀬棚区西大里 3 1 0 番地 4 を、改正後においては削除するものでございます。附則といたしまして、この条例は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第 2 3 議案第 1 6 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 2 3、議案第 1 6 号、公有水面埋立ての承認の出願に伴う意見に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 57ページでございます。議案第16号、公有水面埋立ての承認の出願に伴う意見についての提案理由を申し上げます。埋め立てをしようとしている道路施設用地につきましては、一般国道229号美谷防災事業に伴いまして、狩場漁港美谷地区への接続道路として新たに造成が必要なものでございまして、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

横川水産林務課長。

○水産林務課長（横川洋二君） それでは、議案その2の58ページをお開き願います。一般国道229号美谷防災事業に伴う狩場漁港美谷地区道路造成地、公有水面埋立区域の図面をご覧くださいと思います。図面の中で網状になり、濃くなっている箇所が、今回埋め立てをしようとする区域となります。今回の埋め立てを予定している箇所につきましては、現在、函館開発建設部が実施しております一般国道229号美谷防災事業に伴い、狩場漁港美谷地区への接続道路を新たに整備する必要があり、現在施行中の新トンネル北側に接続が予定されていることから、道路施設用地として公有水面の埋立てが生じることとなったものであります。次に、前のページ57ページをご覧ください。1、出願者につきましては、北海道開発局、函館開発建設部、2、埋立位地につきましては、久遠郡せたな町瀬棚区北島歌17番地先の公有水面、3埋立の面積につきましては、1,413.72㎡、4、埋立地の用途につきましては、道路施設用地となります。なお、この埋立て工事は、平成30年度、31年度の2カ年度で実施する予定となっております。また、これに伴う公有水面の消滅につきましては、平成29年3月31日開催されました、ひやま漁業協同組合臨時総代会において、承認されております。

以上で、説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「ありません」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決しました。

◎日程第24 議案第17号

○議長（菅原義幸君） 日程第24、議案第17号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第17号、物品購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、予定価格が700万円を超えるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） この度の物品購入契約につきましては、認定こども園施設用備品にかかわる売買契約となります。内容につきましては、物品の種類、認定こども園施設用備品（事務用費等）、契約の金額、786万2,400円、契約の相手方、久遠郡せたな町北檜山区北檜山269番地、有限会社岩原書店、代表取締役、岩原正志、参考として、納入期日につきましては、契約締結の日の翌日から平成30年3月15日までとなります。次のページに関係資料として、入札結果一覧表を添付しております。

以上で、説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第25 発議第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第25、議案第2号、三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員

長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における所管事務継続調査の申し出がありました。
お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続事務調査の件を承認したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、本件は申し出のとおり、承認することに決しました。

◎日程第26 発議第3号

○議長(菅原義幸君) 日程第26、発議第3号、議員派遣を議題といたします。

提案理由、質疑、討論を省略し、採決いたします。議案書に記載されている研修会に、議員を派遣いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり、可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時50分

再開 午後 3時59分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解き、会議を再開します。

真柄議員ほか7名から、発議第4号、細川議員に対する議員辞職勧告決議が提出されました。これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、発議第4号、細川伸男議員に対する議員辞職勧告決議についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま、追加日程表と議案を配付いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時07分

○議長(菅原義幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

◎追加1の日程第1 諸般の報告

○議長(菅原義幸君) 追加1の日程第1、諸般の報告は、お手元に配付のとおりです。

◎追加1の日程第2 発議第4号

○議長（菅原義幸君） 追加1の日程第2、発議第4号、細川伸男議員に対する議員辞職勧告決議についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定により、細川伸男議員の退場を求めます。

（細川伸男議員退場）

○議長（菅原義幸君） 提出者より、提案理由の説明を求めます。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。細川伸男議員に対する議員辞職勧告決議について、せたな町議会会議規則第13条の規定により、提出いたします。細川伸男議員に対する議員辞職勧告決議、せたな町議会は、細川伸男議員に対し、議員の職を辞することを勧告する。以上、決議する。提案理由、私たち議員は、町民の厳粛なる負託を受けた町民の代表であり、その職責の重さを自覚し、ことのほか崇高な倫理観と高遠な見識を持ち、法律や条例などの法令順守の精神のもと、議員活動に努めなければならないことは言うまでもありません。このたび、細川伸男議員が代表を務める法人の自己破産については、多くの町民、関係者に多大な損失を与えたばかりでなく、町民から失望の声が上がり当町協議会への信頼を著しく失墜させました。自社の経営を破綻させた者が、町の予算の執行を監視する資格や適性があるとは到底考えられず、また、町民もそれを良しとはしておりません。さらに、議員として社会的道義的責任は免れ得ず、その責任は大であり、町民に対する説明及び説明責任のあり方を明確にする必要があると思います。よって、当町議会は、細川伸男議員が公人として、自らその重大さを真摯に受け止め、町民目線に立ち、けじめをつけるべく速やかに議員辞職することを求め、勧告するものであります。平成29年12月6日、せたな町議会、以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 今回の議員辞職勧告決議、これは上程されたら議長は受けるしかないんですよ。それは、議会には提案権があるので、8人の方が、いろいろこう協議されたと思うんです。ただ、今の提案理由の中で、いくつか聞かせていただきます。まずは、上段の崇高な倫理観、高遠な見識、法律や条例などの法令順守の精神、こうありますが、法的根拠は何か、明確にお知らせいただきたいと思います。また、多くの町民、関係者、どのぐらいの人数なのか、関係者は何名なのか、具体的に説明いただきたい。というのは、私もこの件について、いろんな方と意見交換しました。会社法や破産法それを説明すると、以前、懇談会の中で、事務局長から説明があったように、公民権を失うわけではない、地方自治法上何ら問題はない、そういう状況の中で、細川議員の支持者も中にはいるのでしょ、私達が負託したんだから、任期を全うするべきと、それも責任の取り方だという声もあるんです。そういう町民の声は、どう考えるのか。また、後段になりますが、社会的、道義的責任が免れ得ず、その責任は大である。町民に対する説明責任のあり方を明確にする必要があると、これ破産法に則って、弁護士を立てて、熟慮中、考慮中、再三にわたって細川議員述べています。考えるしかない状況の中で明確にする、なぜそれが辞職勧告に繋がるんですか。議員には、議案提出権があるのは、それは基本的に私も理解しています。

何でも提案して良いものではありませんというのが言われているのは、この議員辞職勧告決議案です。当該議員が議員として適当か、不適当かは、選挙した住民が判断すべきことで、選挙された議員が同じく選挙された議員についての適、不適を判断する権限はないと、こういうふうに謳っているんです。そこも含めて、先ほども申した法的根拠あるいは熟慮中、考慮中、今そういう状況下のもとで、細川議員がそういう姿勢を示している、そこに対して、なぜ、辞職勧告決議、これにいたったのか、それを説明いただきたい。で、合わせて議長に、これはお願いしたいんですが、懇談会何回か開催されて、前回、全員協議会の場で、梶田議員から旧大成時代に、同じ先例があったということを、この場で手を挙げて発言しました。まさか、全員協議会で発言するとは思わなかったんですが、私が、梶田議員に聞いて調査したところ、そういう事実はありません。そこも含めて議長から、確認をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 提案者らの答弁を求めます。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） それでは、質問に対して、お答えいたします。ただいまの石原議員の質問でございますが、私は、この提案理由の中に、その全ての法律の順守、これはもちろんのことでございます。やはりそれは、全ての面で議員が守るべき法律

○5番（石原広務君） 根拠を示してください

○8番（真柄克紀君） 根拠として私は、その法律にもましてまず、ここに書いてある、崇高な倫理観と見識を持った場合に、町民のいろいろな方々に、会社破産という形の中で、会社破産法も含めて、迷惑をかけたということであるから、それはきちんと、議員としての立場上、今回ははじめをつけるべきだという発言をしているわけでございます。提案理由は、そういう形の中で、町民の、あなたがおっしゃるような細川議員を支持した声もあるとは言えるものの、私達の中には、いろいろな形の中で大変迷惑を受けていると、これを証明するという事になったら、これは時間がかかりますが、いずれにしても、議員として町民に対して、きちんと迷惑をかけたということで、1度はじめをつけるべきだという提案に対して、各位が賛同し、この内容で提案をされたわけですから、これを1個1個証明するという事を今の段階で、私はする必要も無いし、これは提出する決議ですから、それはあとの判断は、きちんとこの議会の中で判断して行ければ、それで結構だと思っておりますので、それ以上の説明をする必要は無いと思います。

以上です。

○5番（石原広務君） 議長。

○議長（菅原義幸君） 石原議員の再度のお尋ねの前に、先ほど議長に、ご意見ございますので、こちらのほうから消化したいと思います。梶田議員に、お尋ねいたしますが、大成区で前例があったという発言は、確かになさっておりますが、先例について、ここでご紹介をしていただけますか。

梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 今回の事件がありましてから多くの方と、お話をさせていただく機会がございまして、その中で旧大成の中でそういう件があったというお話を、複数の方からいただき

ました。そういうことから、私は何名もの方から、同じお話を聞かせていただいておりますので、それが当然、真実であるというふうな判断のもと、名前はここでは出しませんでしたけれども、そう真実であると思って発言をいたしておりました。しかし、そのあと議会事務局のほうに、再度確認をさせていただきまして、4名のうち1名の方は、確かに辞職をされておりますけれども、他の方は任期満了または病死というようなことで、事実とは多少違う部分があったということで、これはお詫びをしなければ、撤回をしなければならないというふうに思っております。申し訳ございませんでした。

○5番（石原広務君） いや、そうはならない

○議長（菅原義幸君） それでは、石原議員の再度の質疑を認めます。

石原議員。

○5番（石原広務君） 提案者に再度、質問をさせていただきます。提案理由にあること、これが全てだと。法的根拠、それを示してくださいということに対しても答弁がない。町民から言われた、迷惑をかけた関係者がいる、その上で、辞職勧告決議まで至るんですか。その根拠も示してください。そのもとで議員は、議員活動をするべきですよ。それも示せれない、それが全てだ、根拠も示せれない辞職勧告、基本的に議会運営委員会で、いろんな方向から議論するのが基本だと私は思っています。これにも謳っています。それがなぜ、示せれないんですか。法的拘束力が無い、考慮中の案件、考慮せざるを得ない会社法、そのもとで細川議員、きちんとおっしゃっているじゃないですか、熟慮すると。先ほど言いましたが、選挙で選ばれる私達議員が、議員同士で、あなた辞めなさい、あなた資格無いですよっていう権限は、どこにあるんですか。その根拠も示してください。で、梶田議員に、議長また確認していただきたいんですが、今、実名は出されませんでした。ただ、懇談会で、私は実名を聞いています。その方は、昭和62年に現職で亡くなられています。で、その会社は、平成4年に倒産しています。今、撤回されましたが、既に全員協議会で発言されているんですよ。家族、私は聞き取りをさせていただきました。梶田議員から、実名を聞きましたから。そんな事実はない、それはあんまりだ、訴えてやるかなということまで、おっしゃっておりましたよ。そんな曖昧な発言をされるほうが、政治的、倫理的に問題じゃないですか。今の件について、明確に、お答えください。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 石原委員は、破産法における個人の責任の点からいくと、これを理由として、議員辞職する理由はない、これは当然、そういう法律のもとに成り立っていますから、それを基にして私達は、辞職勧告をしているわけではございません。先ほども言いましたように、町民の負託を受けて、町民の大切な予算に対して調査するという、現在の議員の立場とした時に、今の状態で私たちは、到底、任務遂行というのは、なかなか難しい状態であるし、現実問題として、何度かにわたって欠席されている事実もありますし、なお、そういう全体の倫理観のもと、なんと言っても、町民の負託に応える状態には無いであろうという判断を、私達はしたわけでございます。ですから、勧告決議ですから、あとは本人がどう考えるかは別問題で、私達議会の、この提出したメンバー含めて、そういう理由で提出してあるわけですから、それ以上の説明をいくら求められても、私はそれ以上、説明することはありません。あとは、議会の判断でございま

すから、議会はそういう判断を現在の段階で、細川議員に対して、提案したということでございます。

○議長（菅原義幸君） 梶田議員、先ほどの石原議員の指摘について、今の時点で、どう受け止めますか。

梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 名前を出す意思是、始めは全くございません。ただ、3回目の議員懇談会の中で、石原議員のほうから誰ですかというふうな問いかけがあったものですから、この方とこの方ですというふうな、聞いた名前を申し上げました。ですから、先ほども申し上げましたけれども、複数の方々からそういうふうに言われたということで、私はそれを、その時点では信じておりましたので、それに間違いはないというふうな思いでおりましたことで、言わせていただいたんですけれども、そのあとの確認の中で、それが間違いであるということが分かりましたので、先ほどもここでお詫びをし、その発言を撤回させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 何度言っても同じだと、提案者の真柄議員はおっしゃっていますけど、法的根拠を示してくださいと言っているんですよ。で、議員同士で辞職しろ、お前は不適格だという権限は無いんですよ。なぜ、住民の権限を奪うんですか。その根拠も、どこにあるんですか。8人よったから決議したから、あとは本人が考えれば良いだろうという、考慮しているとおっしゃっているじゃないですか、現に。明確に、きちんと根拠示してください。それが出来ないんであれば、今後そういう法的にも根拠も示せれない、議会運営に支障がある、それは提案者や提案者ばかりではなくて、賛成者議員もそうなんでしょうけど、議会運営に支障をきたしているのは、主観をお持ちになって、こういうふうに決議された議員の資質にもかかるんじゃないですか。そこも含めて明確に、お答えください。今後の責任問題、そういう状況になった時に、真柄議員は提案者、責任を取られるんですか。そこも含めて、きちんと答えてください。で、梶田議員、あまりあやふやに誤魔化さないでください。私には実名を言って、聞き取りしたのは、今、複数名だと。まず、数名から聞いてね、その根拠も無しに先例がありました、私の記憶するところでは2回、全員協議会では1回、役場職員から聞き取りましたと言っているんですよ。そこもきちんと、議長の責任で、これはお願いです。確認していただけませんか、大変な問題です。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 私は、皆様方も今まで、議員懇談会3回ほど、この件についても倫理問題、調査、懇談会ということで行っております。その懇談会の中での、いろいろな意見、いろいろな考え方も含めて、今日に至っていると思っておりますし、町民の、先ほど石原議員が言われるところからいきますと、これ、細かく具体的に言うと、大変、いろんな事例が出て来ますから言いませんが、各経済団体含めて、大変に迷惑を受けている、会社破産によって。それによって、これは町民が受けていることでございます。その構成員は、町民でございます。また、そのほかに個々の、いろいろな関連している方々についても、いろんな事例は聞いておりますから、その

数で言ったら町民の、どの位の率かということになったら、石原議員が聞かれているところの細川議員を弁護する、人数もいらっしゃるかも分かりませんが、私は、総体の町内の方々の、いろいろな角度からのお話も聞いて、それを3度にわたって、協議会の中で協議しているわけです。本人も問い正しています。そのたびごとに、熟考中だという態度でございました。議会としても、そういう形の中で、いつまでもそういう熟考中という形の中で、活動を続けられることは、最終的に議会運営上、私は迷惑がかかると判断しておりますし、そういう点を含めて今日、提案しているわけでございますから、石原議員の考えは考えであることは、全然、私は構いませんけれども、それによって私が責任を取るといふ、中身がどんなことかも分かりませんが、提案する理由は、そういう形の中で、相対的に議会運営を含めた中で、町民に迷惑をかけていると判断したから、提案したわけでございますから、それについての私の考えは変わるわけでもございませぬし、是非これを、質疑を進めていただきたいと思います。

以上です。

○5番（石原広務君） 答弁漏れは

○8番（真柄克紀君） ありません

○5番（石原広務君） 議長、答弁漏れ

○議長（菅原義幸君） 答弁漏れについて、発言してください。

○5番（石原広務君） 議長。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 何度も聞かせていただきます。法的根拠、示してください。で、熟慮中に対して、ここまで至ったその根拠。で、迷惑かけた方、私も聞いていますよ。でも、その上で辞めるにはならないという意見も聞いているんですよ。その割合も、あやふやな状況、ここまで決議案出されるんだったら、そこまで調べて当然じゃないですか。で、政治倫理という問題では、議長が懇談会を招集していただいて、今、滞納問題にも協議しています。そういう問題にも、このような形で厳しく臨まれるのですか。そこまで、再三にわたって聞いています。法的根拠、示してください。答えるのなら明快に、答えてください。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 議長に、言ってもらってもいいですか

○議長（菅原義幸君） 答弁漏れがあるということで、補充のお尋ねがありました。お答え願います。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 先ほども言いましたように、自己破産した議員が辞職をするという、それは、根拠はございませぬ。ただ、そこに書いてある法令その他の順守というものは、この法例というものは、大きくは憲法からいろんな形の中で、法令はございませぬ。そういう形をきちんと遵守して、町民に迷惑をかけず議員活動をするという立場から言うと、これも法令順守をしなければならぬということ、はっきりしています。

（不規則発言あり）

○8番（真柄克紀君） これは、私の考えです。

（不規則発言あり）

○8番（真柄克紀君） そこで、そういう形の中で、まず提案したのが1つと。それから、最後の倫理の滞納等の問題、これとリンクすることは、おかしいと私も思います。ただ、議員として明確に町民に対して、それらのスタンスを明確にして、町民に期待されるような形というものを取るための1つの方法として、この今言う、滞納問題についても言及し議論して、研究してきているわけですから、それはもう1つの責任として私は議員にはあるということで、今、町民に対しての説明の仕方についても、研究しているわけでございます。これ、一緒になりませんが、ただどっちにしても、そのぐらい議員の倫理として、町民にきちんと説明するという立場から行くと、現在の提出した案件については、議会の中できちんと質疑していただける内容のものだと思って提案しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員に申し上げます。所定の回数に達しておりますので、これ以上の重ねての質疑については

○5番（石原広務君） 無駄です

○議長（菅原義幸君） はい。そのように整理をさせていただきます。なおですね、榊田議員の発言に対するお尋ねにつきましては、議長におきまして、後日、精査をさせて、然るべき対応策をお示ししたいと思ひます。よろしいですか。

（「はい」という者あり）

○議長（菅原義幸君） ほかに、ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 私は、今回の細川議員に対する議員辞職勧告決議、反対の立場で討論させていただきます。先ほど、提案者に再三にわたって、その法的根拠、示してくださいというふうに質問させていただきましたが、明快な根拠を示せれないんだと。あくまでも自分達の主観だと。で、迷惑をかけた町民、迷惑をかけた関係者、それもきちんとした数なりも示せていません。法的根拠も示せれない、主観だけで今回辞職勧告決議、これを決議するのは、逆に政治的、倫理的に問題があると指摘せざるを得ません。で、先々に、それが議会運営に支障を来した時の問題の取り方、それも提案者から明言がありません。何よりも破産法のもと、手続き手順、きちんと踏んでいる細川議員は考慮中、熟慮中と再三にわたって発言されているわけです。破産法を、まさか皆さん認識していないとは思いません。逆に、ほかのことが出来ない状況なんです。だから熟慮している。あとは、先ほど質問の中で言わせていただきましたが、町民が最後は、選挙という立場で、その方が適当か、不適当か、それを判断する権限をも奪うことになります。そういった理由から、今回の決議に対して、反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 賛成討論を許します。

熊野議員。

○11番（熊野主税君） 真柄議員が提出いたしました、細川伸男議員に対しての議員辞職勧告決議の賛成者として賛成討論を行います。同僚議員に対しての辞職勧告は、提出議員も賛成議員も大変大きな心痛を持っての話であります。法には触れないとはいえ、町民からの意見は、大変厳しいものがあり、議員個々だけでなく議会全体として問われている、そんな状況になっていることから、この提案に賛成するのです。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 次に、反対討論を許します。反対討論、ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ、討論を終わります。

これより、採決いたします。

本案について、原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成議員起立）

○議長（菅原義幸君） ご着席ください。

起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決しました。

細川議員の入場を、許します。

（細川伸男議員入場）

○議長（菅原義幸君） 細川議員に申し上げます。ただいま議題になりました細川伸男議員に対する議員辞職勧告決議については、可決されたことを報告いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会議に附された案件の審議は、全て終了いたしました。よって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに、決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で、平成29年第4回せたな町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

閉会 午後 4時37分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年 1月17日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 本 多 浩

署 名 議 員 石 原 広 務